

昭和六十一年度 陵墓関係調査概要

陵墓調査室

七丁目) 外堤護岸工事箇所の調査(古市監区 十月実施)

担当 福尾正彦・中野順治・柴原博一

調査の全容

古代の高塚式陵墓及び埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の營繕土木工事実施にあたり、当調査室は各陵墓監区の協力を得て、施行区域の遺構遺物の有無確認のためと、工法決定に資するために事前調査や立会調査を行っている。昭和六十一年度には次の各陵墓地における工事箇所の調査を実施し、遺構遺物の保存に万全を期した。

また本年度の石塔文献調査は京都市内四箇所で行った。

〔事前調査〕

一、三島藍野陵(大阪府茨木市太田三丁目) 整備工事区域の調査(桃山監区 五～六月実施)

担当 筒野毅・土生田純之・中川幸信・森本芳博・北川秀樹・山田昭彦

二、大塚陵墓参考地(大阪府松原市西大塚一丁目・羽曳野市南恵我之莊の調査(古市監区 八月実施)

担当 森本正哲・大平齊

セ、宇治墓（京都府宇治市菟道）参道入口整備工事箇所の調査（桃山監

区 八月実施）

担当 内海克己

担当 竹村哲也

五、大塚陵墓参考地外堤護岸工事箇所の調査（古市監区 十二、一月実

施）

八、畠傍山東北陵斎館浄化槽改修工事箇所の調査（畠傍監区 九月実施）

担当 中野雅之

担当 中野順治

九、泉山陵墓地（京都市東山区今熊野泉山町）崖地防災整備工事箇所の

担当 中野雅之・富永浩

六、畠傍山東北陵附属地域水路改修工事箇所の調査（畠傍監区 一月実

施）

一〇、宇治陵（京都市宇治市木幡）第一三号排水溝取設その他工事箇所の

担当 畑尾正彦・曾田誠一・遠池良逸・小野隆

七、花園西陵（京都市右京区花園扇野町）・嵯峨小倉陵（京都市右京区

実施）

一一、宇治陵整備工事箇所の調査（桃山監区 十一、十一月実施）

担当 畑尾正彦・曾田誠一・遠池良逸・小野隆

八、身狭桃花鳥坂上陵（奈良県橿原市鳥屋町）鳥居改修工事箇所の調査

（畠傍監区 一、二月実施）

一二、畠傍山東北陵外正門角柱柵改修工事箇所の調査（畠傍監区 十一、

担当 畑尾正彦・曾田誠一・遠池良逸・小野隆

一月実施）

担当 中野雅之・大井康雄

一三、奈保山西陵（奈良市奈良阪町）境界線保護工事箇所の調査（畠傍監

担当 大藪健司・藤井良章

一四、堀河天皇火葬塚（京都市北区等持院東町）排水柵取設工事箇所の調

担当 中村修也

担当 中村修也

一五、堀河天皇火葬塚（京都市北区等持院東町）排水柵取設工事箇所の調

査（月輪監区 十二月実施）

一六、伏見桃山陵御休所電灯ケーブル引替その他工事箇所の調査（桃山監

担当 舟瀬利昭

一七、吉備内親王墓（奈良県生駒郡平群町大字梨本）鳥居改修工事箇所の

調査（敵傍監区 一～二月実施）

担当 池谷浩行・山本明利

三、円融寺北陵・後円教寺陵（京都市右京区竜安寺朱山）鳥居改修工事

箇所の調査（桃山監区 二月実施）

担当 山田昭彦

三、大塚陵墓参考地外構柵取設工事箇所の調査（古市監区 二～三月実

担当 中野順治・柴原博一

四、香隆寺陵（京都市北区平野八丁柳町）鳥居改修工事箇所の調査（月

輪監区 三月実施）

担当 井口久徳・竹村哲也

以上の調査のうち、事前調査と一部立会調査は当調査室員と所管陵墓監区の調査担当職員とで調査を行い、大部分の立会調査は当調査室の指示の下に、所管陵墓監区の調査担当職員が行った。事前調査においては

一箇所とも京都大学名譽教授有光教一氏、大阪埋蔵文化財センター理事長坪井清足氏、建設省土木研究所砂防部長藤田寿雄氏、奈良教育大学教授梅田甲子郎氏に現地検分を依頼し、考古学、土木工学、地質学の各分野から遺構保存工法について、それぞれ指導を受けた。また工事は調査結果、指導に基づいて、当庁京都事務所工務課が遺構・遺物の保存に留意して施工した。

一の三島藍野陵の整備工事に伴う事前調査及び二の同陵立合調査は工

事予定の外堤内法護岸箇所と樋門樋管箇所等の調査である。調査結果及び対応は後掲のとおりである。なお本陵の工事は昭和六十一、二年度の二箇年にわたるものであるが、事前調査は全体を把握して工法を決定する必要からまとめて行ったものである。

二の大塚陵墓参考地調査は昭和四十一年に施工された護岸工事で一部残されていた箇所を実施するために行った調査である。詳細は後掲のとおりである。

立会調査は、既設箇所の改修工事のものが多い。三、五、六、八、

三、六、八、九、三、三は柵・鳥居等の修繕並びに改修で、掘削は既設物件の範囲で、厳密に調査をしたが、いずれも遺構遺物は認められなかつた。

四是二箇所の既設余水吐に危険防止柵の支柱基礎坑を掘削したもので、現余水吐のコンクリートとその下の栗石の範囲にとどまり、遺構はなかつた。

七の宇治墓参道では、現参道を築いた盛土層で遺構は認められなかつた。

九の泉山陵墓地の調査は、昭和六十一年度防災工事が行われた同陵墓地南谷地区を実施したもので、仮設進入区域において高まりの認められる箇所は、深さ一〇一五〇センチで岩盤が黄色土と共に検出されただけで、遺構は認められなかつた。この岩盤は表面が洗濯板のような傾斜を示し、その窪みに岩盤の剥片と共に近現代の瓦・陶磁器片が見出された

ほか、工事箇所には遺構遺物ともに検出されなかつた。

一〇の宇治陵第二三号箇所ではU字溝等設置場所を掘削したところ、いずれも表土の下は地山であることを確認、遺構遺物はなかつた。

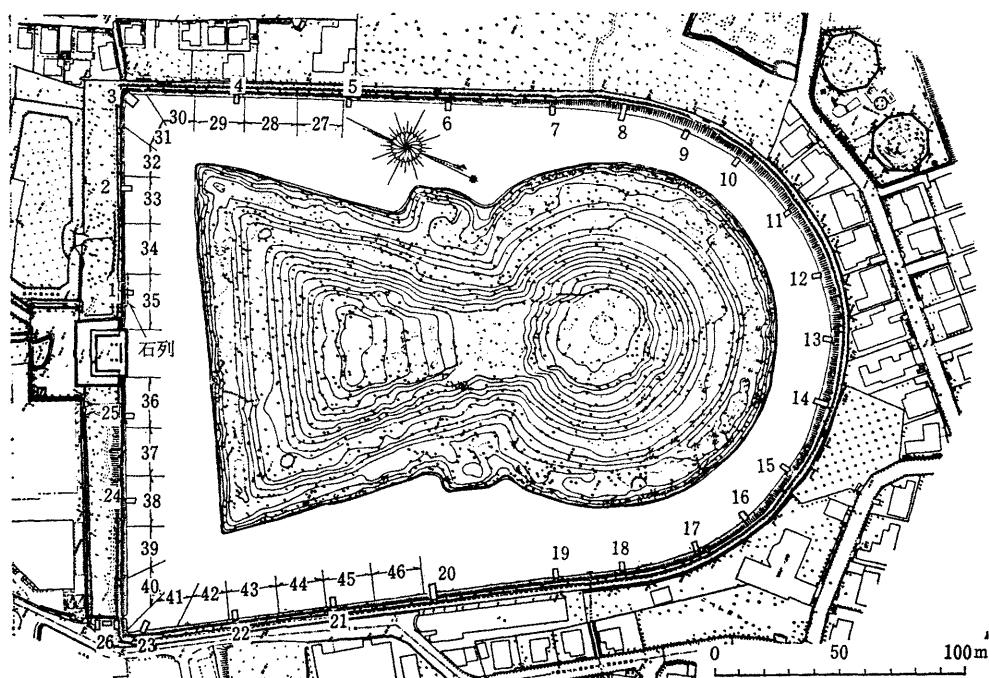
三五、三六は大塚陵墓参考地での工事における立会調査であるが、外堤内法裾では事前調査の結果と同じである。外堤に沿つた壁面には上端の幅三・六メートル、深さ一・七メートルのV字状の落込みが一箇所観察されたが、性格は不明である。

三三、三四、二七、二〇の各調査箇所は、いずれも後世の盛土層、攪乱層で何らの遺構遺物も認められなかつた。

石塔調査は、京都市上京区清淨華院墓地内の後陽成天皇皇子冷雲院墓以下十八基については採拓し、同市右京区太秦にある後宇多天皇髪塔と後鳥羽天皇女孔子内親王墓、同市右京区淨福寺内の光格天皇女靈妙心院墓、同じく右京区三宝寺内の仁孝天皇皇子常寂光院墓の四基については採拓と実測調査を行つた。
(飯倉晴武)

三嶋藍野陵整備工事区域の調査

継体天皇三嶋藍野陵は、全長1100メートルを越す大型の前方後円墳で、前方部正面が南面している。該地は北摂山地の最南端にあたる。したがつて、北に高く南に低い傾斜地で、外堤上では前方部側が約一メートル低い。周濠には水が湛えられており、雄大な墳丘にふさわしい景



第1図 三嶋藍野陵調査箇所の位置 (1/3000)

観を呈している。しかし、経年の波浪によって浸食が著しくなつていいた。このため、外堤内法裾石積護岸、樋門・樋管・余水吐及び舟付場改修工事を昭和六十一・六十二年の兩年度にわたつて実施することになった。そこで、昭和六十一年五月六日から六月二日までの二十八日間にわかつて事前調査を実施した。この間、五月二十八日には考古学・地質学及び土木工学の専門家の現地検分を願い、各々の立場からの指導・助言を賜つた。また、同年十一月二十一日から十二月二十一日までの第一年度工事期間中の掘削時には、立会調査を実施した。

以下、事前調査と立会調査の結果について、地層やトレーンチ内の状況など、各々の概要を記す。なお、出土遺物については両者を併せて報告したい。

一、事前調査

事前調査は、外堤内法裾の一五箇所（第1～25トレーンチ）と樋門・樋管・余水吐改修箇所（第26トレーンチ）の計二六箇所に、幅二～四メートル、長さ三～七メートルのトレーンチを設定して進めた（第1図）。このうち第2・8・14・20トレーンチは、濠内ののみではなく、外堤内にも延長して掘削を行い、外堤と周濠の対応関係を追求した。

調査地における標準的層序は、調査範囲が広いわりには以下のよう共通している。

I層 外堤の表土。

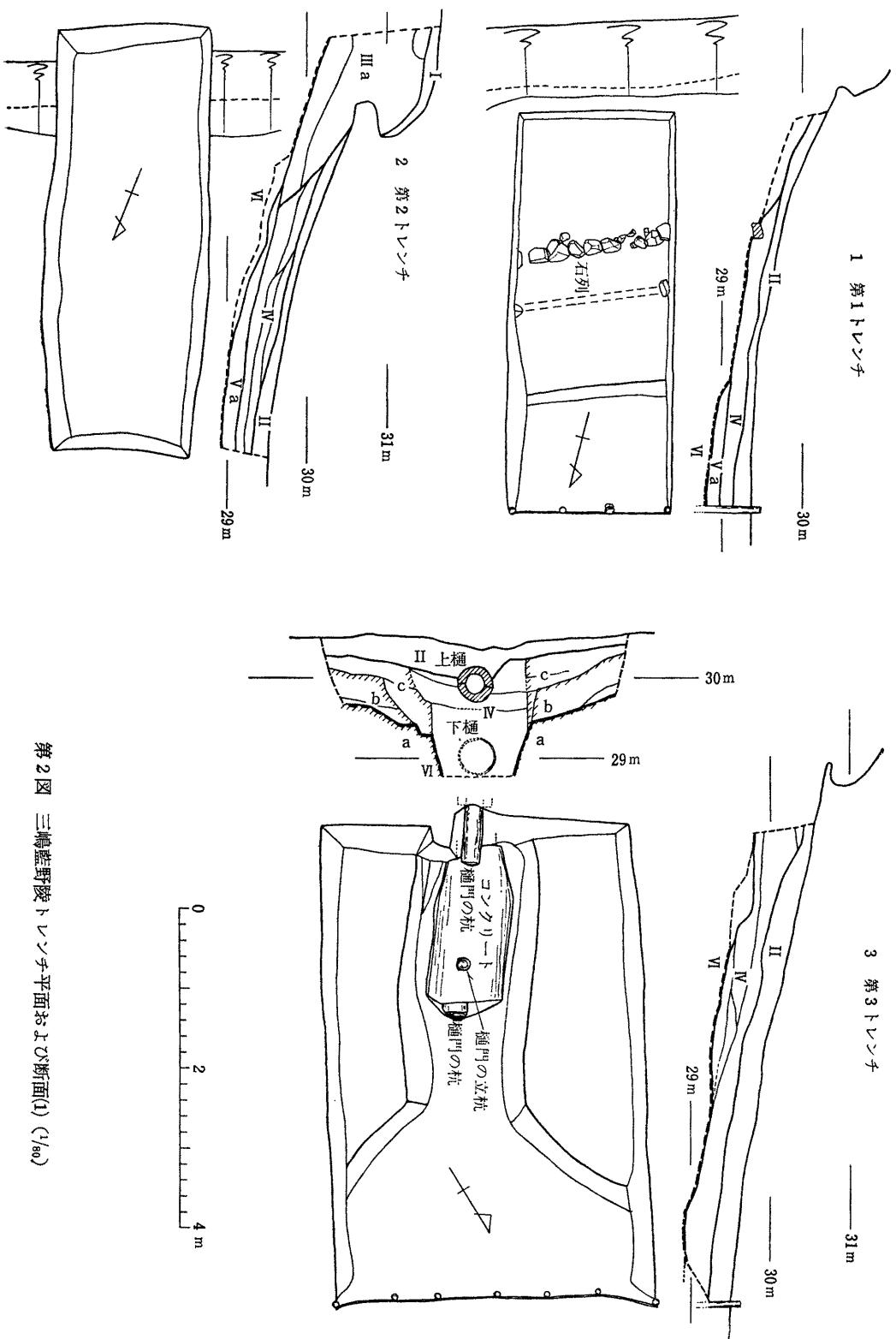
II層 近年の濠内堆積層。

III層 現在の外堤を構成する盛土層。大部分は褐色の混礫土（砂）層からなる（IIIa）が、一部に粘質土層（IIIb）がみられる。

IV層 濠内堆積層。褐色の混礫砂層で、III層から落下堆積したもののが中心であると思われる。層位からみて、V層以後、II層が堆積するまでの期間のものであるが、出土遺物も埴輪を始め、近世・近代の陶磁器に至るまで幅広い年代を示すものが万遍無く認められる。しかし、随所に攪乱の形跡があり、幾度も浚渫の行われたことが窺われる。

V層 原初の濠内堆積層。青灰色及び褐色の粘質土層で、礫をほとんど含まない。本層出土遺物の大部分は、埴輪で占められている。そのうち第15・16トレーンチでは、埴輪のみが重なるように出土した。特に第15トレーンチでは、ほぼ原形を保った形象埴輪も数個体検出されている。一方、他のトレーンチの中には、その上方に少量の瓦・陶器などの古墳時代より降る年代の遺物を包含しているものもあつた。また土層自体も、第15・16トレーンチの方は硬くしまつた状態であったのに対し、他のトレーンチでは比較的軟弱である。このように、原初の濠内堆積層であることを疑いえない第15・16トレーンチに対して、他については後世の堆積層である可能性を残すものといえよう。したがつて、以下では後者をVa層、前者をVb層と分けて記述することとする。

VI層 本陵築造時の基盤をなす富田礫層。上から大量の礫が混入し



第2図 三浦藍野陵トレンチ平面および断面(1) ($1/80$)

た褐色土層、礫の混入が少ない青灰色砂層、再び礫の混入が増加する青灰色砂層の順に変化する。特に上層の褐色土層は、混入した礫が大きく極めて硬い層で、掘削は難波を極めた。

第1トレンチ（第2図1）

前方部拝所西側に設けたトレンチである。現在の外堤法裾から約二・七メートル濠内に入った所で、VI層の直上に小さな石を東西に並べた一段からなる石列を検出した。石列は、石材間に焼瓦が深く食い込んでいて、新らしい年代の所産であると判断されたため除去した。その後、この石列よりも〇・七メートル程外側、つまり外堤法裾から約二メートルの位置に、一〇~二五センチの石を一~二段に積んだ石列を検出した。本石列もその石材間には焼瓦が食い込んでいた。しかし、東西に並び、先の石列と平行するようである。そこで、この石列は慎重を期して保存することとなつた。これについては立会調査の項で再論する。ところで、Va層は内側の石列よりもさらに一・二メートル程濠の中央寄りから堆積していた。トレンチの西壁部では本層の最上部から瓦を検出したが、この下には埴輪円筒が折り重なるようにあった。

第2トレンチ（第2図2）

拝所と西南隅角の中間に設けたトレンチで、外堤内にも延長して掘削した。基本的状況は第1トレンチと同じであるが、堤体盛土のIIIa層は混礫土層で、一気に盛り上げた状況を示している。本層の最下部からは近世以後の陶磁器・瓦が出土しており、少なくとも掘削した範囲内は原

初の堤体でなかつた。

第3トレンチ（第2図3）

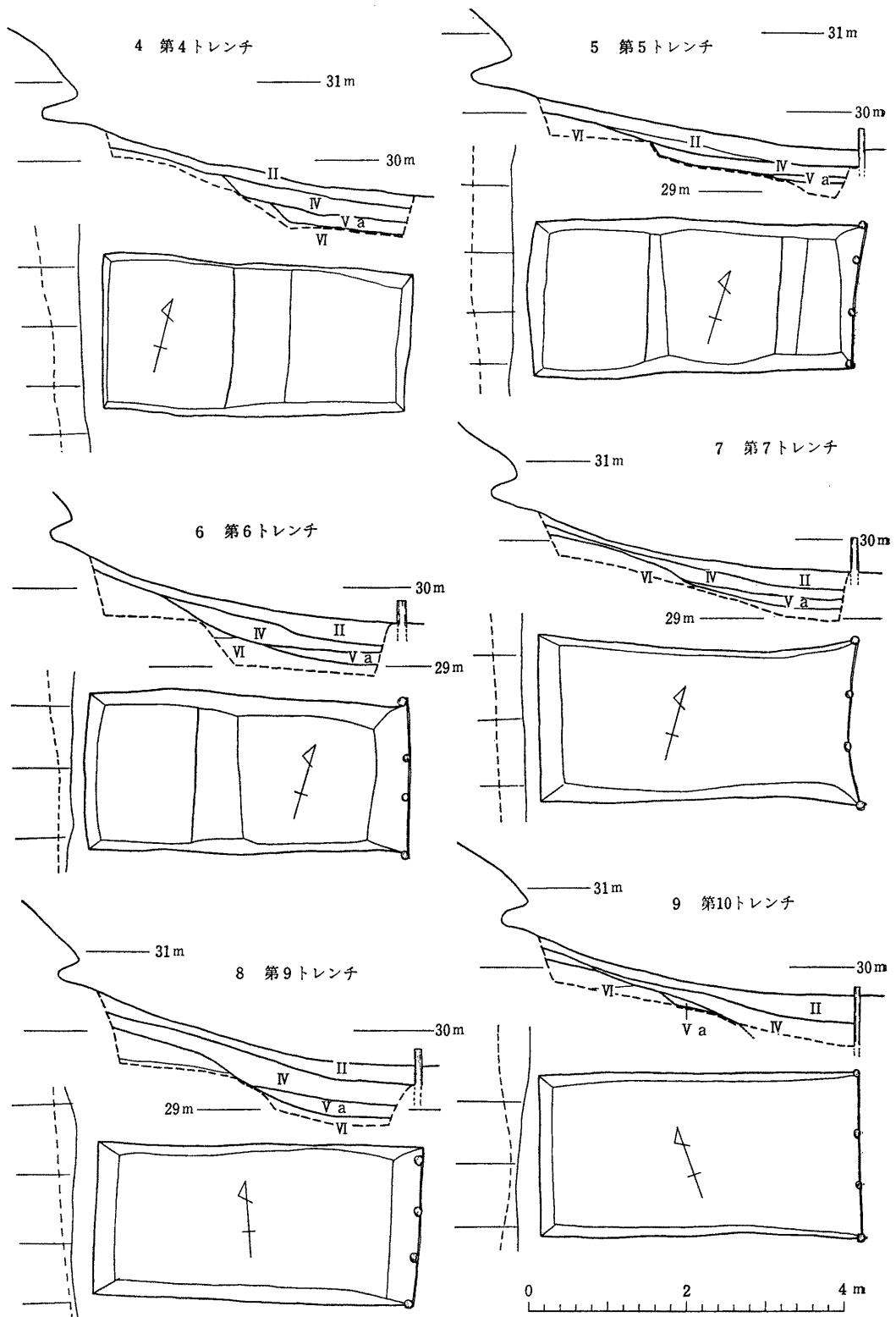
西南隅角に設定した。当該部には排水管が埋設されているが、埋設に際してはかなり広い範囲を削平した模様で、V層は認められなかつた。排水樋管は上下一本あり、上樋が木製、下樋が土管である。上樋の樋口は、端部に木栓を差し込むだけの単純なものである。これに対して下樋の方は、土管の先にコンクリート製の樋門部を設置し、その上面と内側面に各一孔を穿ち、中樋・底樋の口とする。この樋管の改修は何度も行われていたようで、地層断面からは少なくとも三回の改修が窺われる（図中に、樋管の左右で対応する掘削面を、a・b・cの記号と斜線で示しておいた）。

第4~7トレンチ（第3図4~7）

西側面のトレンチである。濠内堆積層は、上からII・IV・Va・VI層の順で共通している。ただしVI層の状況は、第6・7トレンチでは外堤から濠内にかけて緩やかに下降しているのに対し、第4・5トレンチでは段状に降る。

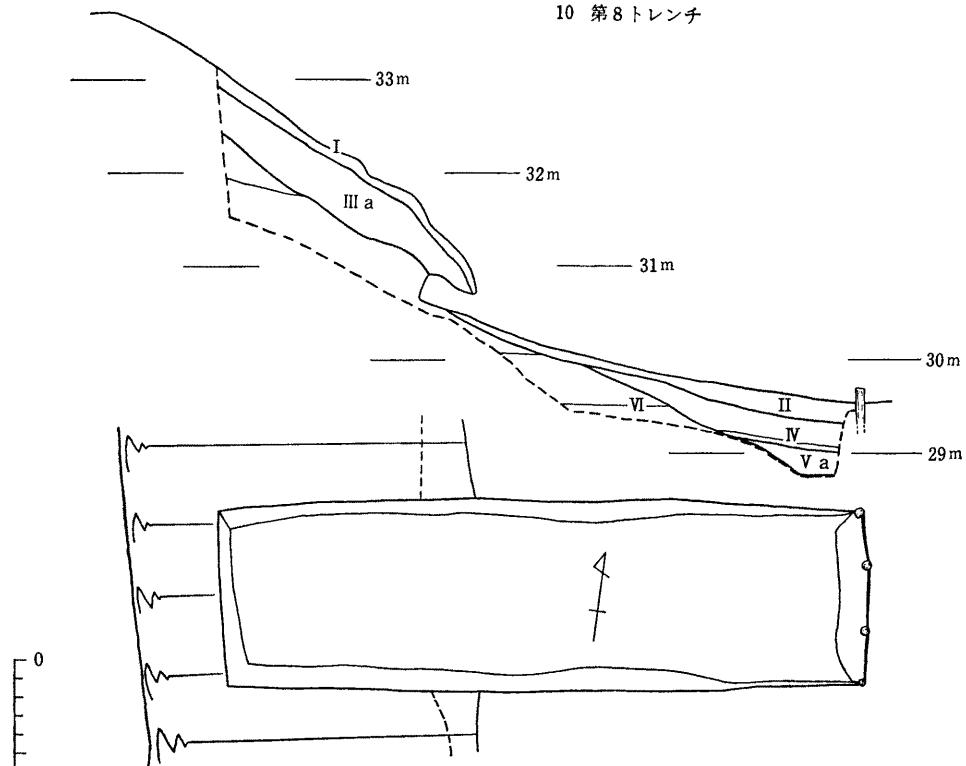
第8トレンチ（第4図10）

後円部の西側に設定した。外堤内にも延長した最も長いトレンチで、七メートルを測る。外堤側では、VI層がかなり高い位置に見られるのが注目される。断面をみると、トレンチの最も外堤内に入った所でもIIIa層とVI層の境界線が更に上昇する状況が窺われる。したがつて、少なく

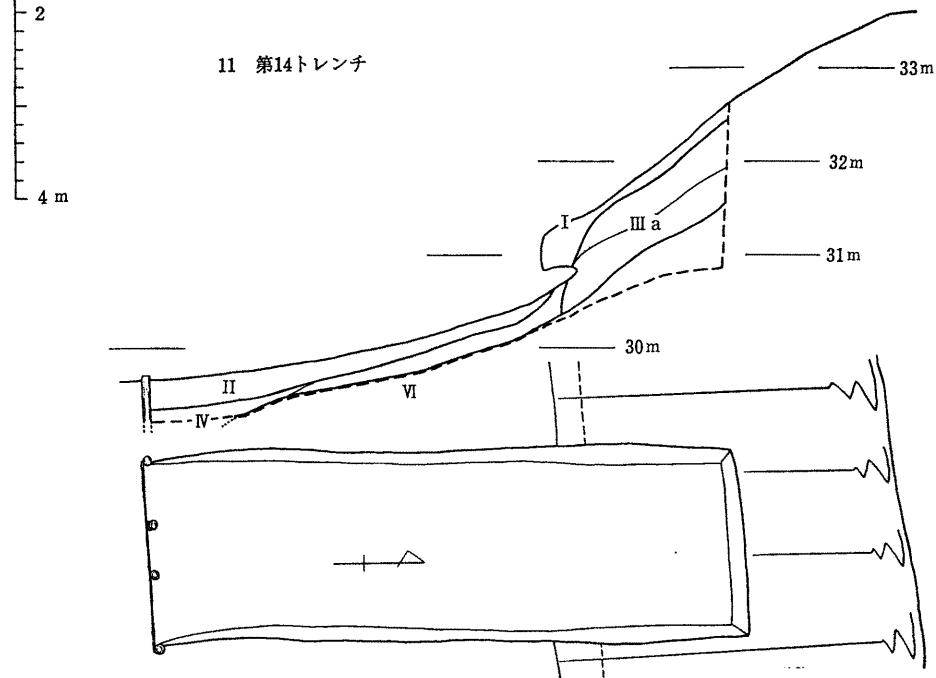


第3図 三嶋藍野陵トレンチ平面および断面(2) ($1/80$)

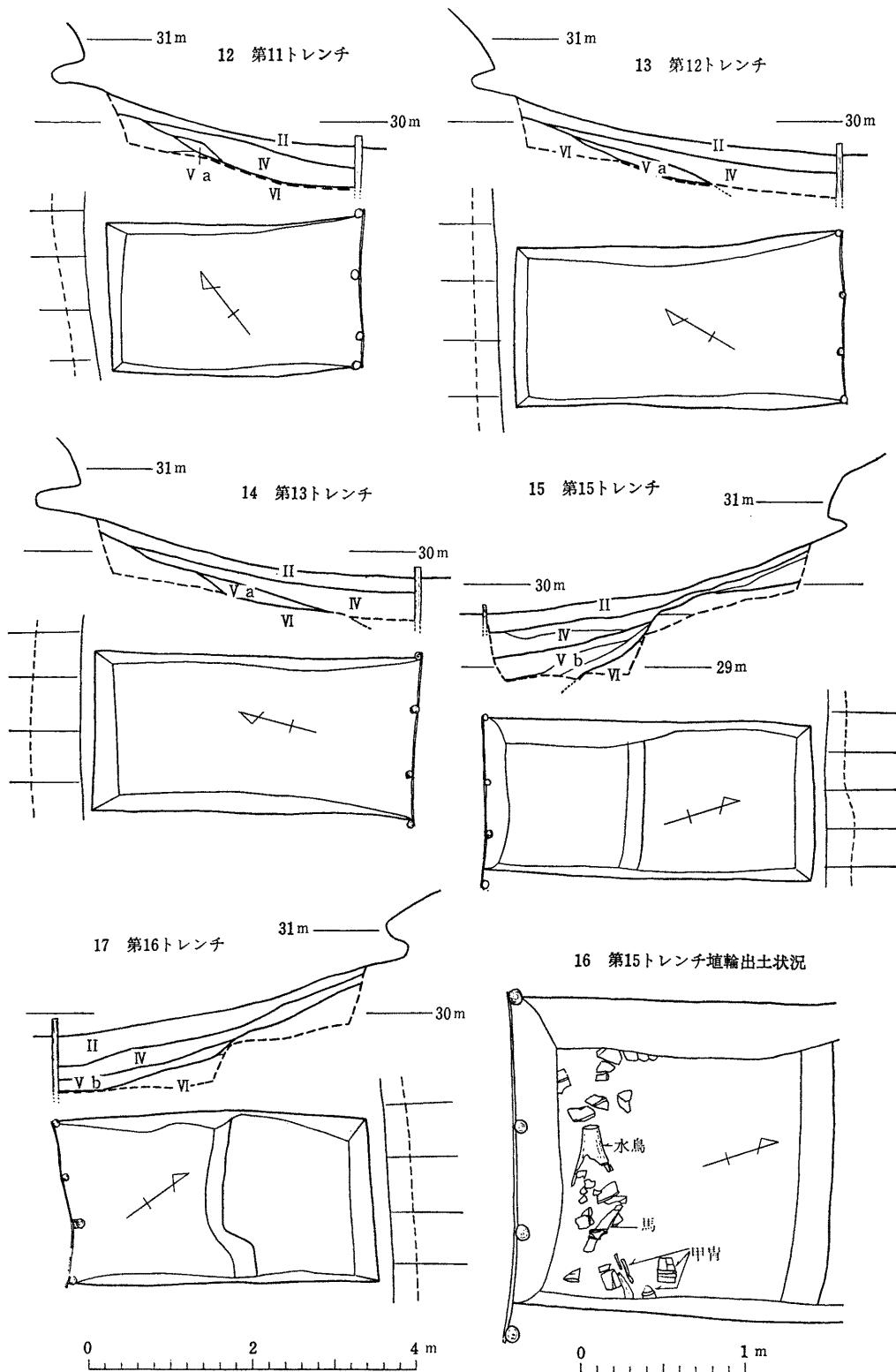
10 第8トレンチ



11 第14トレンチ



第4図 三島藍野陵トレンチ平面および断面(3) ($1/80$)



第5図 三嶋藍野陵トレンチ平面および断面(4) ($1/80$, 16は $1/40$)

とも本トレンチの周辺では、外堤は富田礫層を削り出すことによつて大体の成形を行つたもので、盛土はさほど多くないようである。昭和五十二年度には、外構柵設置工事の事前調査として、当該部の外堤外側の境界線沿いにトレンチを設定したことがある。それによれば、薄い表土の下は直ちに富田礫層が認められており、今回の調査結果と符合する（本誌第30号参照）。ただし、西接する太田神社の境内では、当陵との境界に沿つて幅数メートルの部分が帶状の高まりとなつてゐる。そしてその西側は再び低くなつてゐるのが注目されよう。外堤上と濠内の最も低い位置の比高差からみて、当該部では富田礫層（VI層）を四メートル以上も掘削したことがわかる。

第9～13トレンチ（第3図8・9、第5図12～14）

後円部の西側から墳丘主軸線上にかけて設けた。隣接する第14トレンチ付近までが、当陵の周濠内で最も高い部分である。第9トレンチを除いて、V a層は濠内の外堤寄りにわずかに認められる程度である。これは、周濠中央部を後世に相当深く削り取つたためで、恐らく当初の濠底よりも深くなつてゐるものと思われる。このことは、上述のように、当該部が当陵周濠内の最も高い位置にあることと密接な関連をもつものであらう。

第14トレンチ（第4図11）

本トレンチでは、V層は既に削平されてなくなつてゐる。外堤側は、同じく外堤内に掘り込んだ第8トレンチと基本的に同様の状況である。

外堤の濠際ではVI層が急傾斜して落ち込んでいるが、それほど徹底した浚渫作業が行わされたことを示すものであろう。

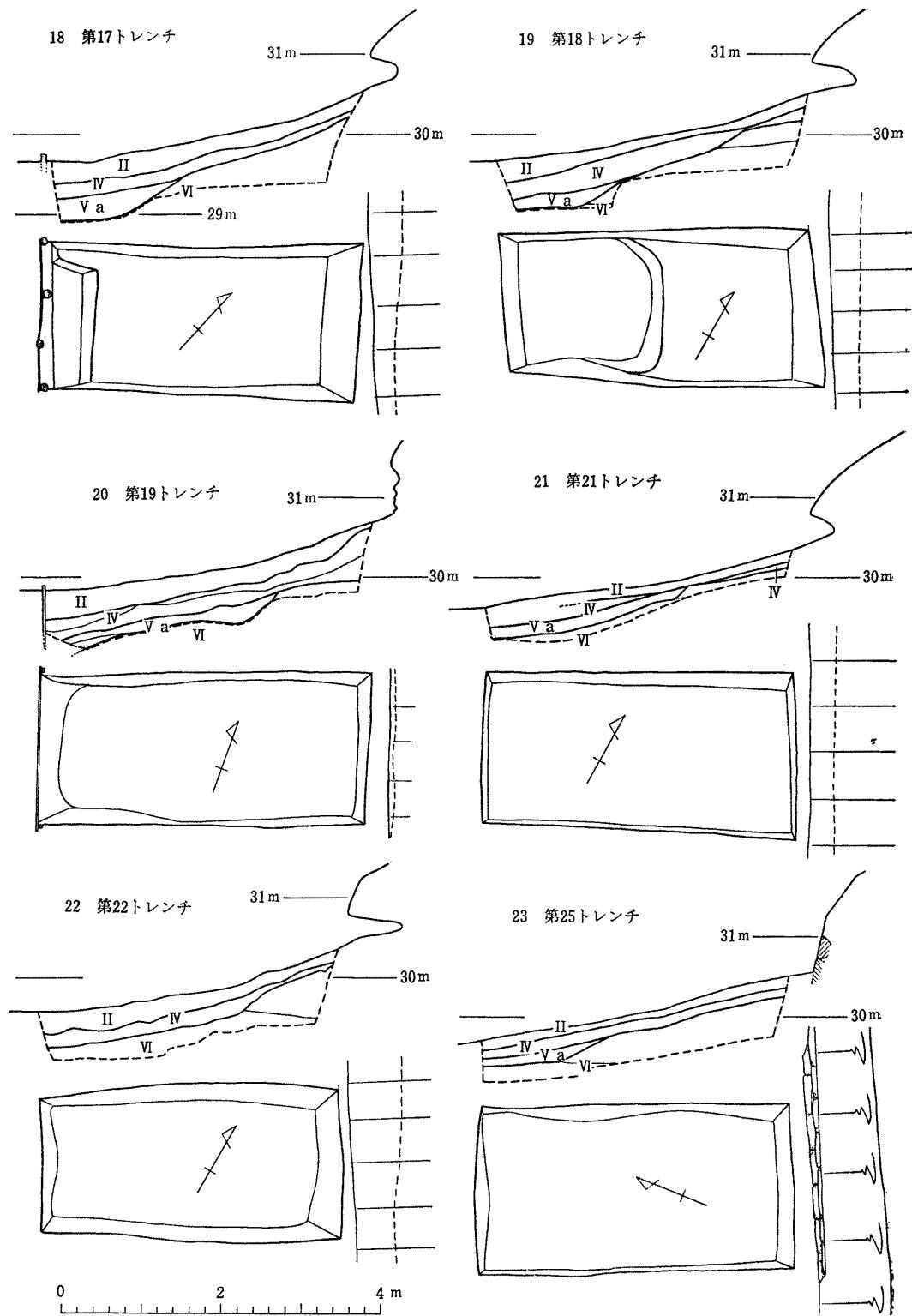
第15トレンチ（第5図15）

本トレンチのV層は、既述のようすに原初の濠内堆積層であることが確定的なV b層である。本層は更に三層に細分されるが、大量の埴輪が出土したのはその最上層である。したがつて本陵築造後、埴輪が堆積し始めたには若干の期間が経過したことがわかる。埴輪の中では甲冑や馬・水鳥などの形象埴輪（第19～22図）が注目される。これらは、トレンチ南端部の周濠中央寄りで、折り重なるようにして検出された（第5図16）。それらは、ほぼ全形を窺うことができるものもあつて、本来樹立されていた場所がさほど遠くないことを窺わせる。出土位置などからみて、トレンチ周辺の外堤上から転落したものと思われる。なお、VI層の直上に葺石などの施設はなく、V b層の中にも石材は含まれていなかつた。

第16トレンチ（第5図17）

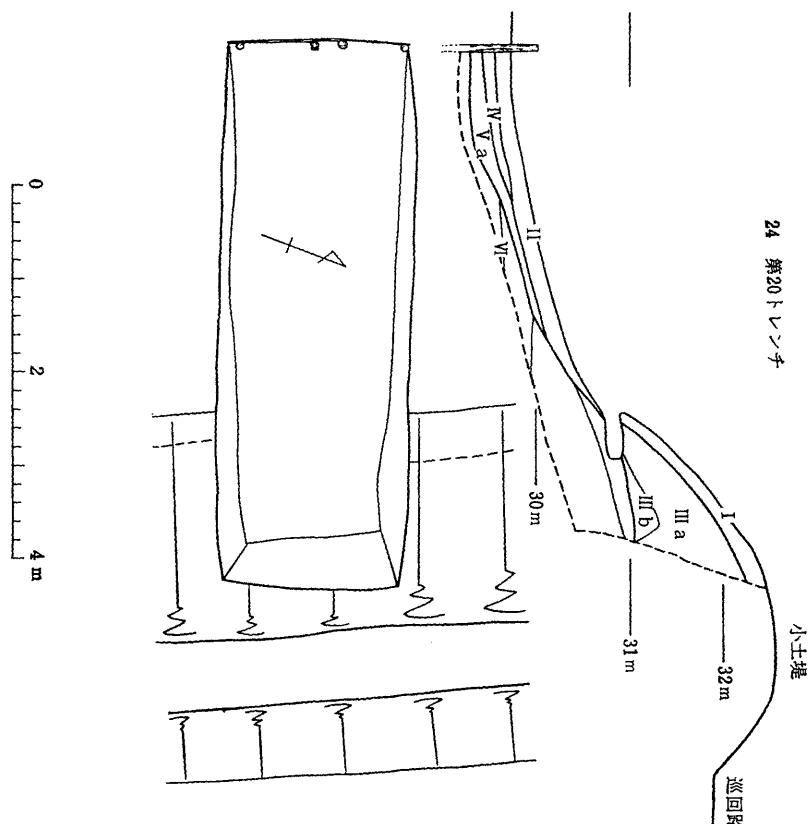
本トレンチのV層も第15トレンチ同様V b層で、原初の濠内堆積層であることを疑う余地はない。ただし、第15トレンチのようにV b層は細分されることなく、したがつて埴輪を包含していた層はVI層の直上に位置することになる。やはり葺石等の存在を示すものは何ら見当らなかつた。

第17～19トレンチ（第6図18～20）



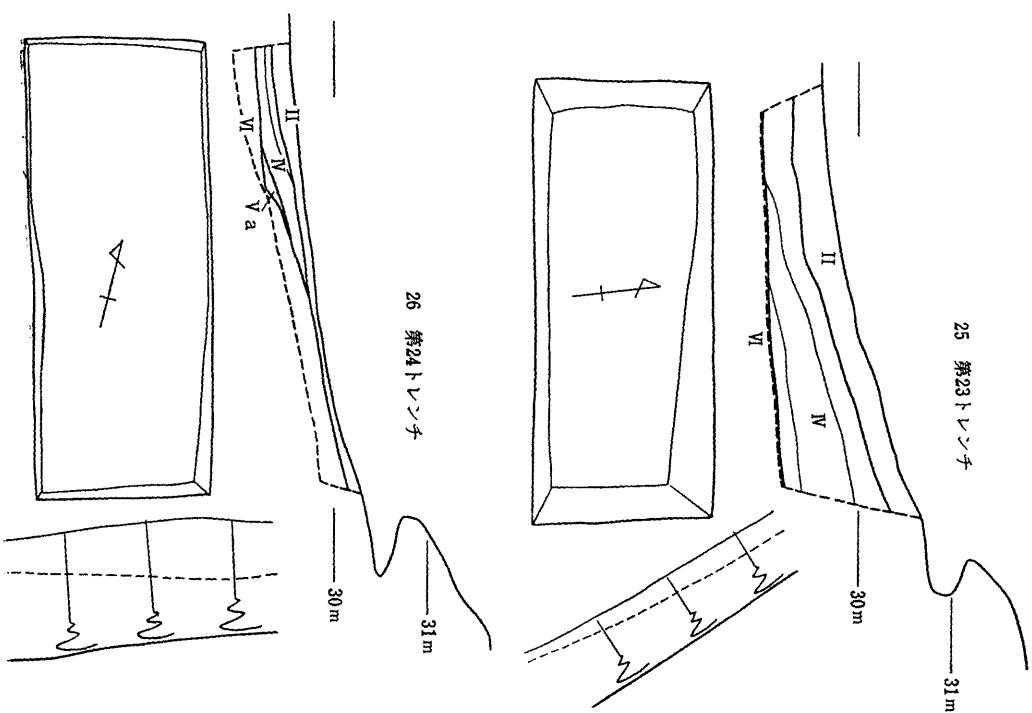
第6図 三島藍野陵トレンチ平面および断面(5) ($1/80$)

24 第20トレンチ

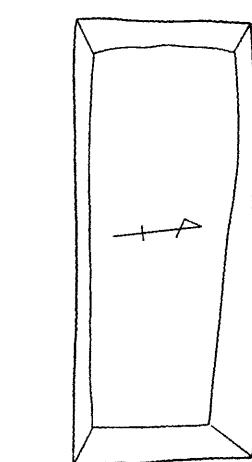


第7図 三鷹藍野陵トレンチ平面および断面(6) ($1/50$)

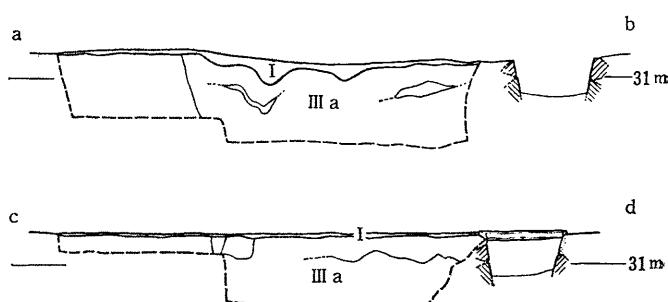
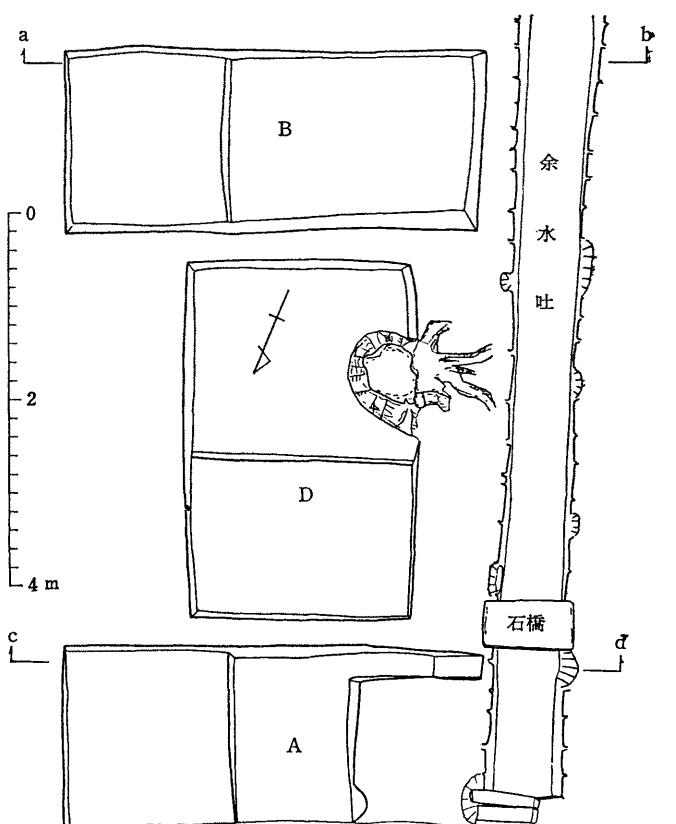
25 第23トレンチ



26 第24トレンチ



27 第26トレンチ

第8図 三嶋藍野陵トレンチ平面および断面(7) ($1/80$)

後円部から東側面にかけて設けたトレンチである。いずれも濠内堆積層は、上からII・IV・V a層の順で安定している。

第20トレンチ（第7図24）

東側のクビレ部に対向する位置にある。本トレンチも外堤内に掘り込んで、築堤状況の検討を行った。外堤部の地層は第8・14トレンチとは異なり、III層が厚く堆積している。このことは第2トレンチでも認めら

れたが、III層の下部を構成する黄色粘質土（III b）は他のトレンチにはないもので、均質でやや硬く、上部のもろい褐色土層（III a）とは異なる。他のトレンチのIII層はIII aのみで、出土遺物の中には近世以降のもも含まれていたが、このIII bからは掘削土量の少ないことも手伝つてか、遺物は出土しなかつた。このように両者は対照的で、III bは原初の築堤盛土層である可能性が残る。

第21～23トレンチ（第6図21・22、第7図25）

東側面から東南隅角にかけて設定したトレンチである。第21トレンチは、これまでのトレンチ同様上からII・IV・Va層の順に濠内堆積層が認められたが、他のトレンチではV層は認められなかつた。これは、東南隅角部には現在も主に使用している排水管があるため、他所より回数多く入念な浚渫が実施されたためであろう。特に、隅角部に設定した第23トレンチの土層は、VI層上面がほぼ平坦で、浚渫作業の中心地であることを見出している。

第24・25トレンチ（第7図26・第6図23）

前方部拝所の東側に設けた。第24トレンチでは、第10～13トレンチ同様、Va層はトレンチの一部に残存していたにすぎない。隅角部の浚渫がこの付近にまで及んでいたことを示すものであろう。ところで、両トレンチ共Va層から遺物は出土していない。しかし層位の状況や土質については、他のトレンチと何ら異なるところはなかつた。したがつて、両トレンチのVa層についても、他トレンチのVa層と同じ性格のものと考えてよいと思われる。

第26トレンチ（第8図）

東南隅角の外堤上に設けたトレンチで、東西方向に平行する一本（北側をA、南側をB区とする）とその中間に直交する一本（D）の工字形に設けた。築堤状況の観察が主な目的であったが、原初の盛土層を確認することはできなかつた。すなわち、最高一メートルの深さまで掘り込

んだが、土層はいずれも褐色混礫土層を基調とした単調なもので、これに数度に及ぶ攪乱が加えられていた。そして最深部においても近世以降の遺物を含んでおり、この附近の外堤が、近世以降に大きく修復されたことを示しているものと思われる。このことは、第2トレンチの状況や、昭和五十三年度に実施した東側面南端部の外構柵設置工事に伴なう事前調査の結果（本誌第31号参照）とも符合するものである。

事前調査の結果、当陵の周濠は非常に硬い富田礫層を掘り込んで造られたものであること、その後何度も浚渫が実施され一部では当初の濠底よりも深く掘削されていること、それにもかかわらずかなり広い範囲にわたってなお原初の濠内堆積層が残存していることなどがわかつた。外堤については、基盤の高い西側面から後円部の東側にかけてはほとんど富田礫層を削り出しただけであることがわかつた。他の部分には盛土も認められるが、一部を除いてほとんどが近世以後のものである。もつともトレンチは外堤の上方だけを掘削したものにすぎないから、基底部の中核に原初の堤体が残存している可能性までは否定できない。

ところでこの度の外堤護岸工事は、堤体 자체は削平せずに、基礎を現法裾よりも若干濠内に入った位置に置き、堤体との空隙には土砂を補填するよう計画されていた。したがつて、原初の濠内堆積層との位置関係が問題になる。しかし、石積護岸の基礎は、現法裾から一メートル前後に位置するように設計されている。このため、同じく一・五～三メートルの位置から存在する原初の濠内堆積層を損傷することはないと認

められた。また第1トレンチで検出された石列については、これを保存することとなり、そのための工法も検討された。しかし、石列の範囲や構造については不明のままであつたために、立会調査の結果をもつて再度検討することとした。

なお、他の部分については当初の計画通り施工してよいものと判断した。しかし、遺構等が発見された場合は、設計変更等の処置が考慮されることとは言うまでもない。

二、立会調査

昭和六十一年度は、總体天皇陵整備工事二箇年計画の第一年度にあたる。石積護岸工事は、第5トレンチ付近から第20トレンチ際までの前方部側に限られる。この他、樋門樋管・余水吐改修工事箇所と合わせて立会調査を実施した。

調査は、第一年度の護岸工事箇所については、第1図に示すように全体を20区に分けて進めた。そして各々の区で土層の状況を観察すると共に実測図を作成した。出土遺物も各区毎に採集して、他区出土の遺物との混亂を避けた。この他、樋門樋管・余水吐改修箇所についても同様の方針であった。

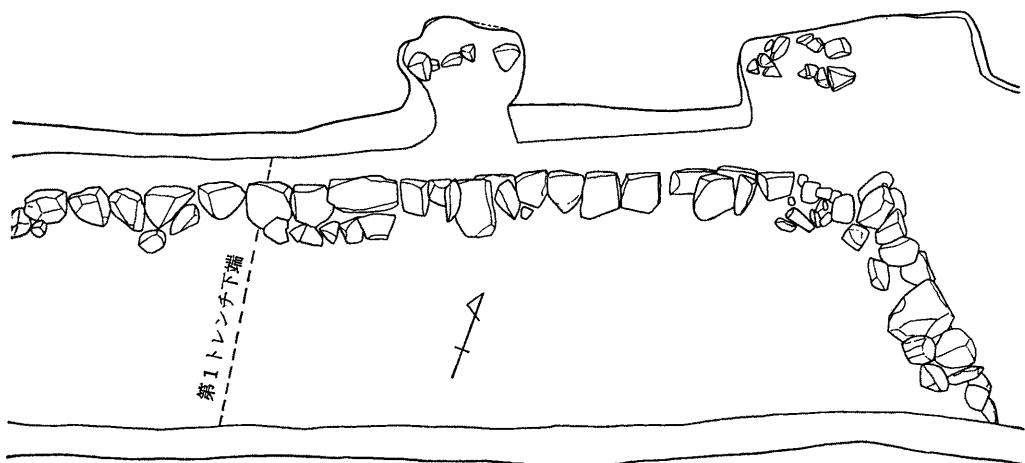
調査の結果は、石列遺構を除いて事前調査の結果と異ならない。樋門樋管等改修箇所については、今回の掘削範囲が以前の樋管埋設構の範囲内であつたために新たな所見はない。

以下では、石列遺構についてやや詳しく述べておきたい（第9図）。

事前調査の第1トレンチで検出された石列のうち、外堤寄りの方は、トレンチの東西に延びているのが確認された。西側はトレンチから約五メートル遺存していたが、そこから西は破壊されていた。東側はトレンチから約三メートルの所で南に六〇度程度曲がり、そこから約一・五メートルで現外堤下にもぐっていた。したがって石列の東西の直線部は、第1トレンチの幅を含めて一〇メートルに及ぶ。ところで、外堤内法規のラインと前方部墳丘正面端部のラインは平行ではなく、約五度の角度をなしている。これに対して石列は、両者の中間の角度で、そのいすれにあわせたものか、又はこれとは無関係であるかについては知りえなかつた。石列の構造は、一〇~一五センチの石を一~二段に積んだもので、第1トレンチ内の所見と異ならない。石列の基礎は、東西で高さに変化がなくほぼ水平である。

濠中央寄りの石列については、工事による掘削範囲には入らないため、最少限の発掘にとどめて外堤寄りの石列に平行して遺存することを確認した。この他、東端部では南に向きを変えずに途切れること、石材は外堤寄りの石列よりも小ぶりのものを一段に並べていることを知りえた。

ところで、この石列の性格については、①当陵築造当初の外堤内法規石の裾、②周濠護岸施設の基礎として後世に置かれたもの等が考えられる。今回の調査では、そのいずれかを決定したり逆に否定するような証拠は見い出しえなかつた。しかし、第15・16トレンチの状況からみて、



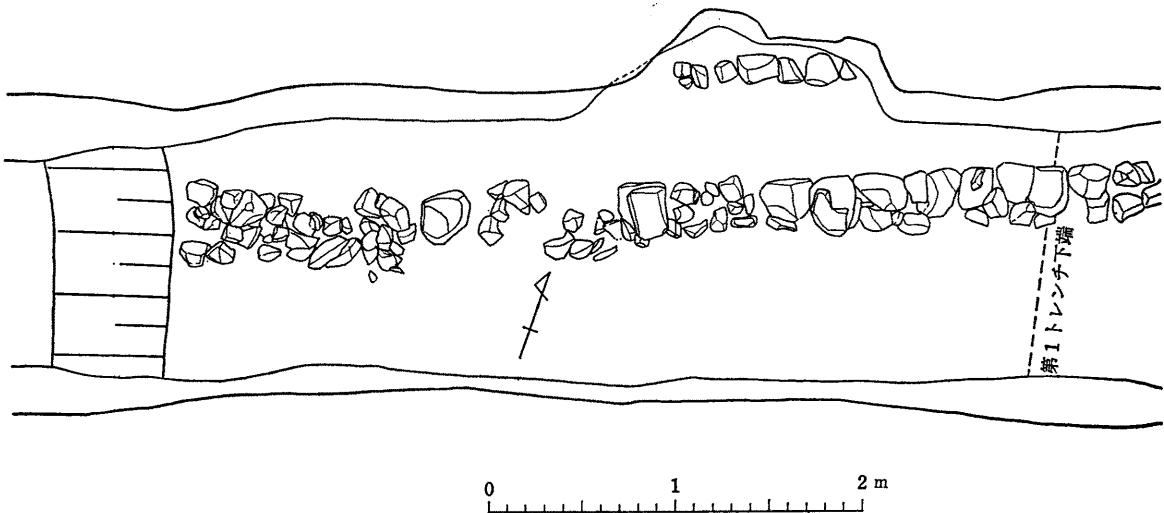
陵の石列 (1/10)

当陵の外堤にはもともと葺石のなかつた可能性が大きい。仮に部分的に葺石が置かれたものとする立場にたつても、当陵の規模からすれば葺石の裾を画する石列としてはあまりにも用石が小さいといわねばならぬ。この他、石材間のわずかな空隙に燻瓦が食い込んだ箇所が二・三あつた。こうした事実は、先に示した解釈のうち①である可能性を著しく小さいものにしているといえるであろう。

調査の結果、護岸工事の基礎掘削範囲に入る外堤寄りの石列は、次のように工法を変更してこれを保護した。すなわち、石列は全体をビニールシートで覆った上に砂を置く。一方、石積みは基礎の位置を外堤寄りにずらす。そしてここから濠側へ延びた底状の基礎が、先の砂で覆つた石列の上で上部の石積みを直接受ける恰好とした。この他には工事に支障のある遺構等はなかつたので、予定通り施工した。

出土遺物は、事前調査で四一五九点、立会調査で七九四点の計四九五三点を数える。そのうち、埴輪が二二四一点と半数近くを占める。その他には第26トレンチを中心に、瓦・陶磁器が多いが、須恵器や土師器は少數である。以下、事前・立会の両調査分を併せて紹介したい。なお、出土位置については文末の表にまとめておいたので参照されたい。また陶磁器類については、檜崎彰一氏に御教示いただいた。

埴輪には、普通円筒や朝顔形の他に、甲冑・馬・水鳥などの形象埴輪がある。

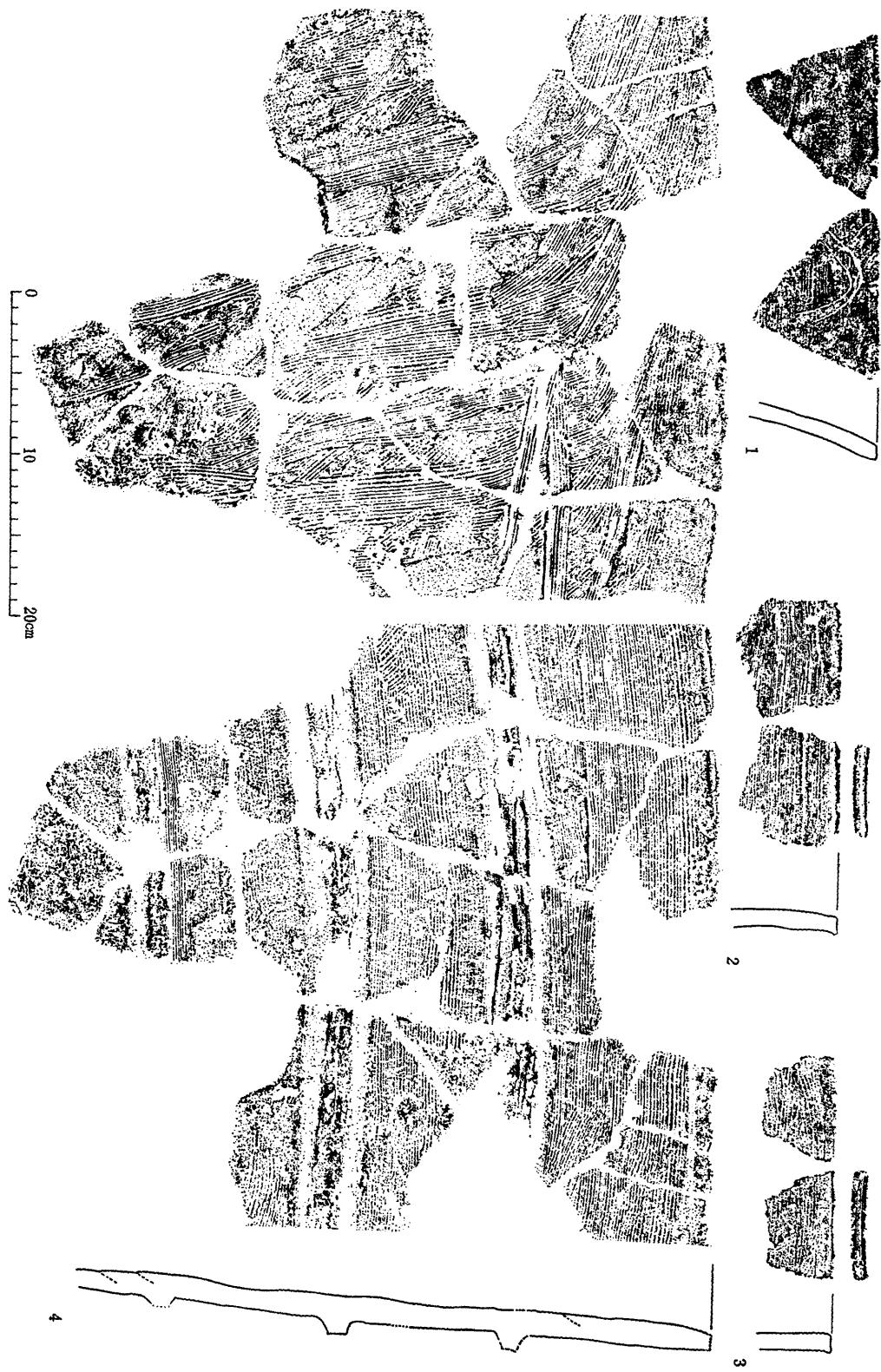


第9図 三嶋藍野

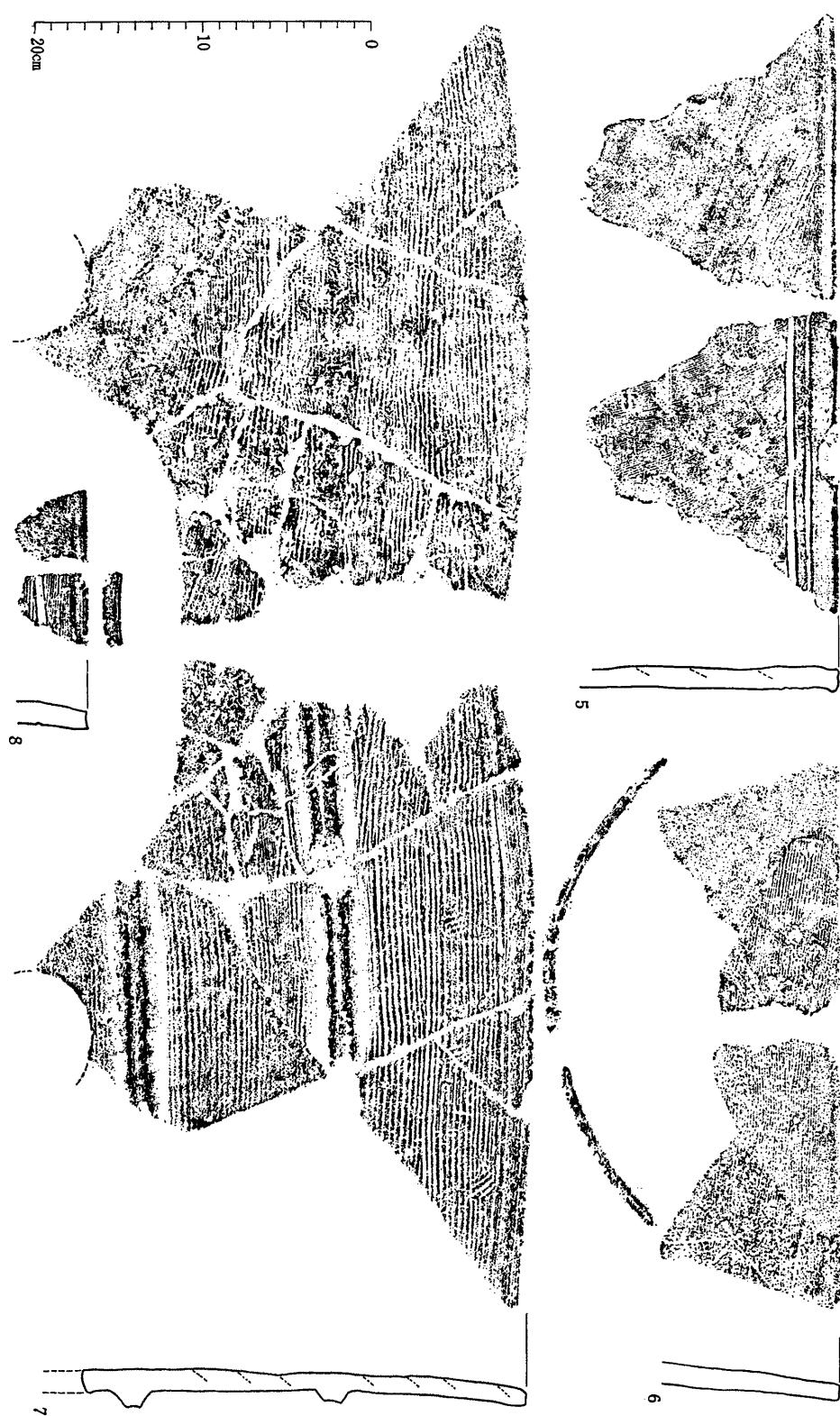
赤褐色ないし黄褐色を呈する埴質のものが大部分を占めるが、一部に青灰色や赤紫色を呈し硬くしまった須恵質のもの（5・8・24・26・34・35・43）がある。また、色調、硬度共両者の中間的な硬質とも呼ぶべきもの（2・3・10）もあり、埴質と須恵質の両者が同一の窯で焼成された可能性を示唆している。胎土は、金雲母の他に白色の微砂粒を多く含む。透孔は円形に限られる。

口縁部の形態は、ほとんどがまっすぐ延びて変化なくおわる（1・10・12・13）が、一部にはわずかに外反するもの（11）もみられる。中には、端部の近くに一本ないし二本の凹線をめぐらせるもの（2・5・8・10・13）もみられる。口縁上端部外面を肥厚させる形式の名残であろうか。刻文を施こしたもの（1・6）もみられるが、こちらは線が細く、上述の凹線とは全く異なつたものである。口縁部の調整は、外面は横方向の刷毛を施こした後に、口唇部のみを横撫であるのが普通であるが、5は縱及び斜めの刷毛による。ただしく観察すると、部分的には横刷毛の施こされているのがみえる。これに對して内面の調整は、横刷毛を基調としながらも、縦位の刷毛や横あるいは斜めの撫でなど多様である。13は、内面端部が強い横撫でのために湾曲している。7の外面には赤色塗彩が認められる。口径の復元できたものは、4が四三センチ、5と6が四〇センチ、7が三五センチ、13が四〇センチと、四〇センチ前後を示す。

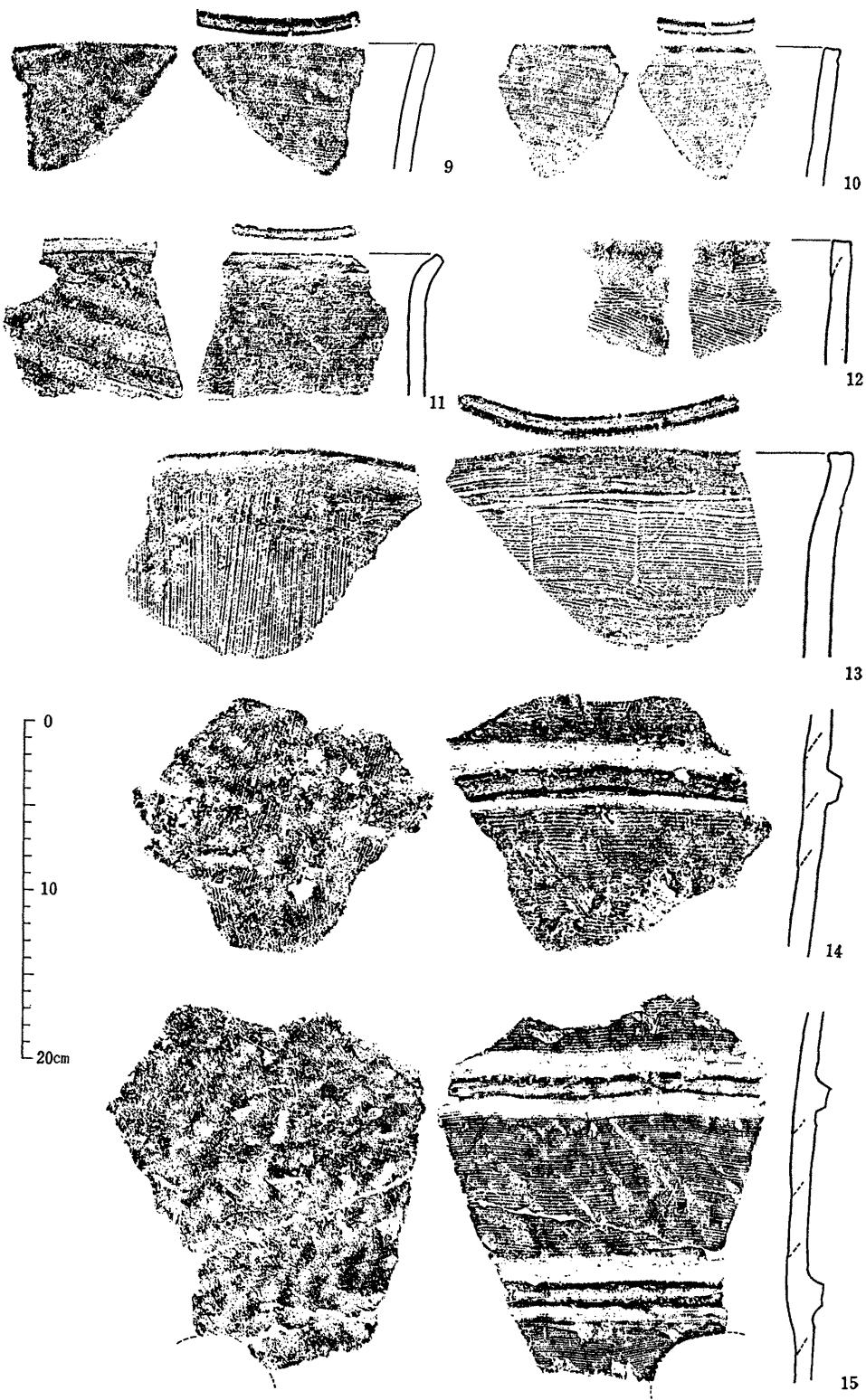
胴部外面の調整は、すべてB種横刷毛である。刷毛目は、一センチ幅



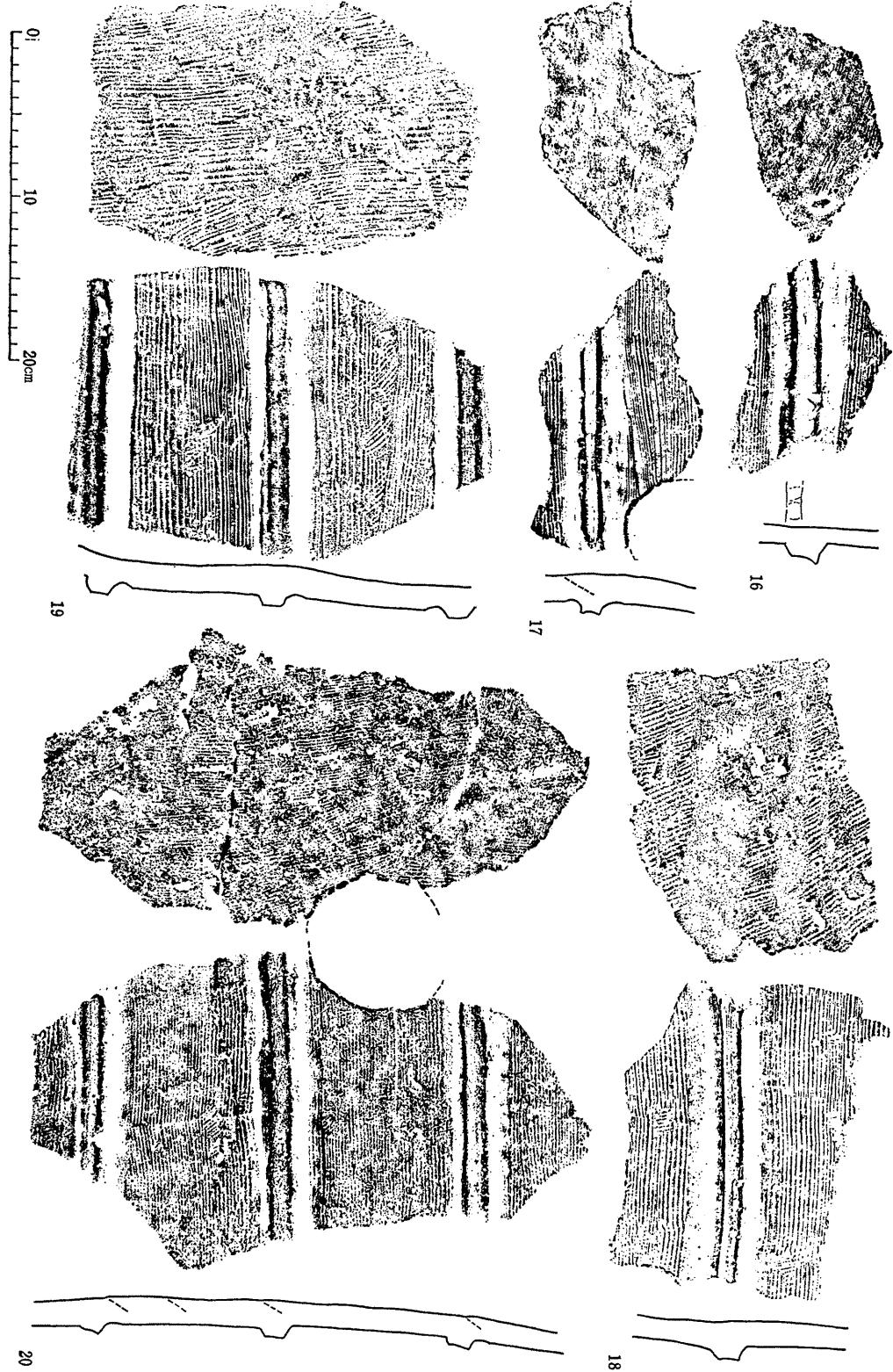
第10図 三嶋藍野陵の出土品(1) (7/4)



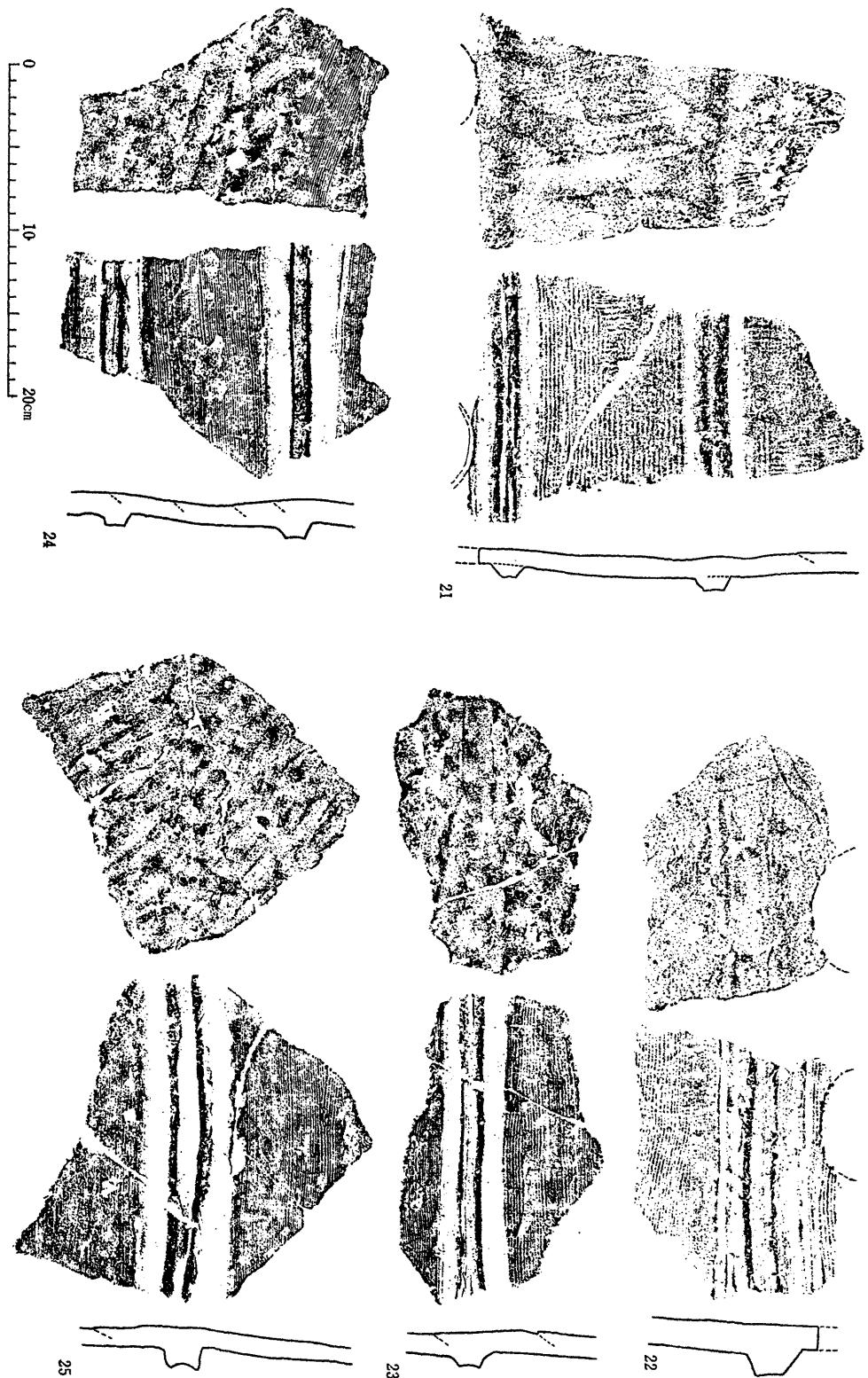
第11図 三嶋藍野陵の出土品(2) (1/4)



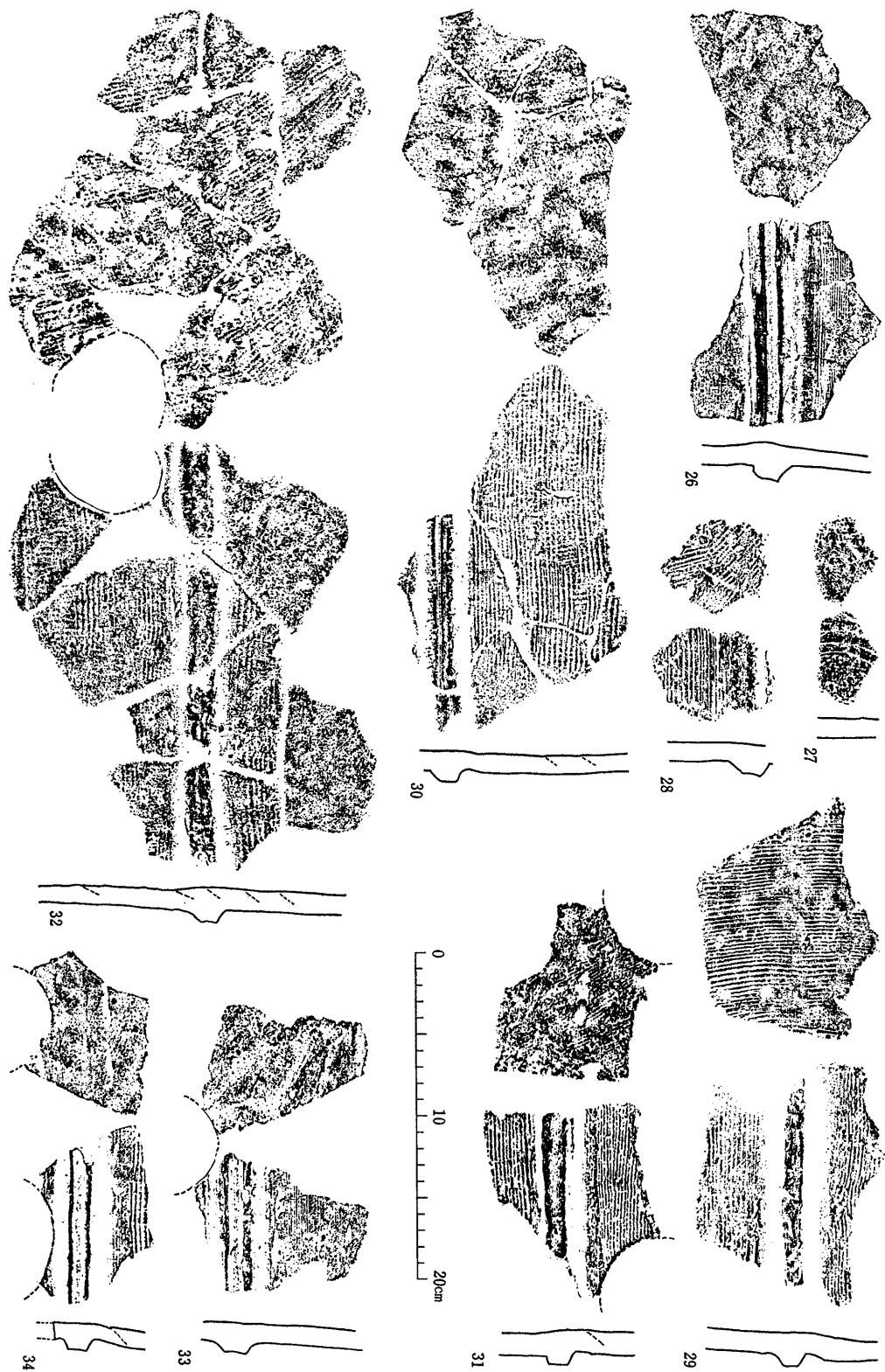
第12図 三島藍野陵の出土品(3) (1/4)



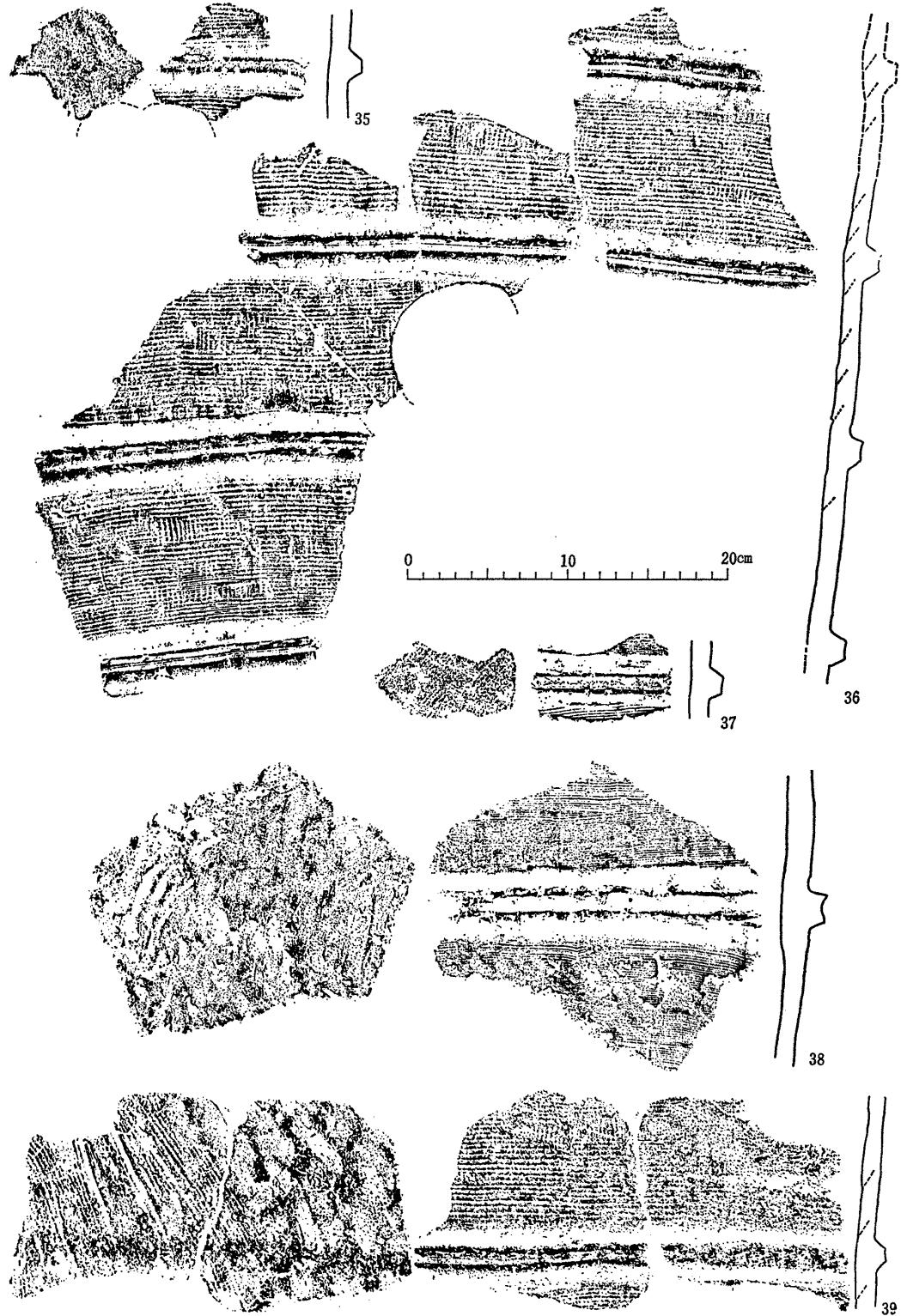
第13図 三島藍野陵の出土品(4) (1/4)



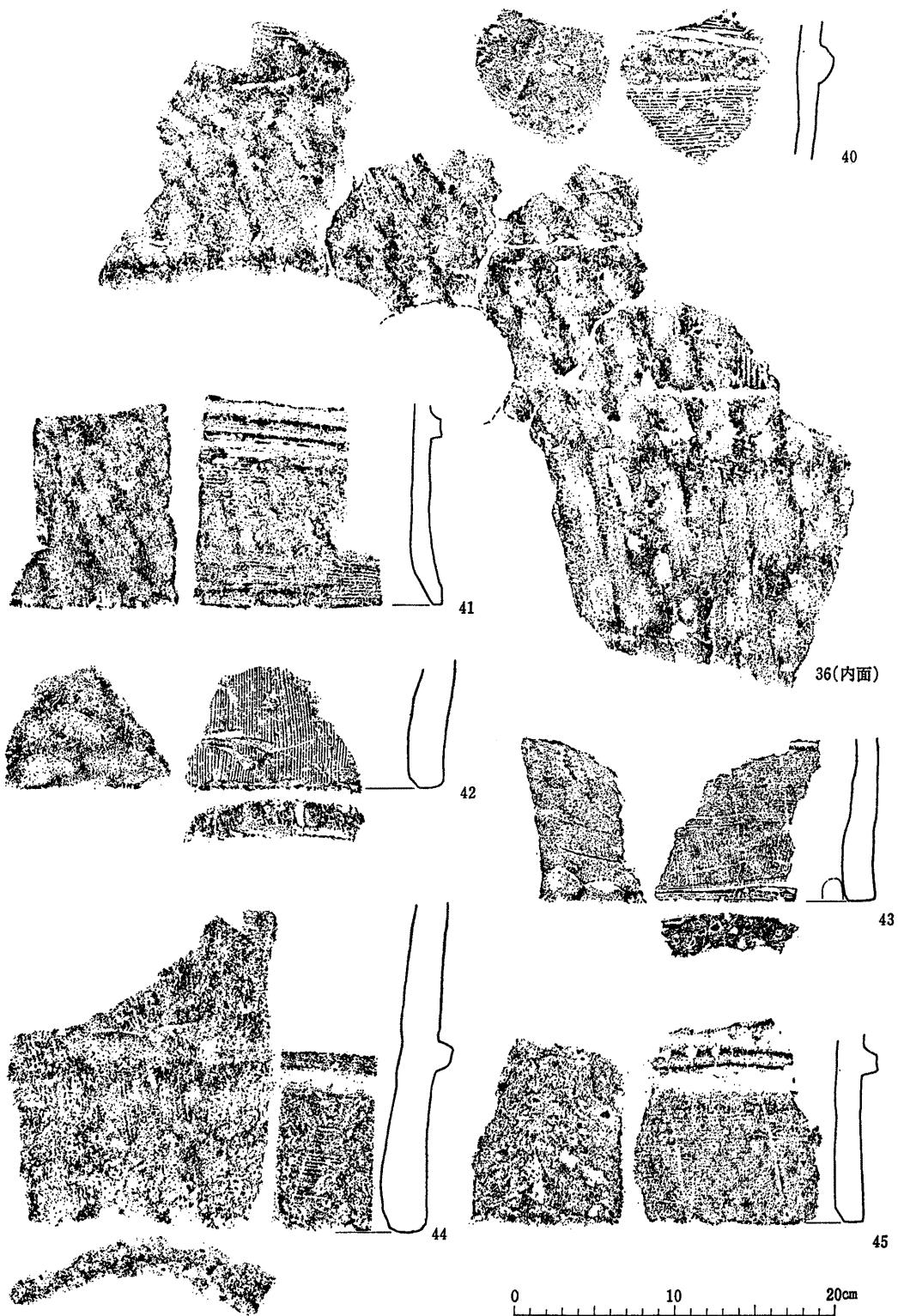
第14図 三嶋藍野陵の出土品(6) (7/)



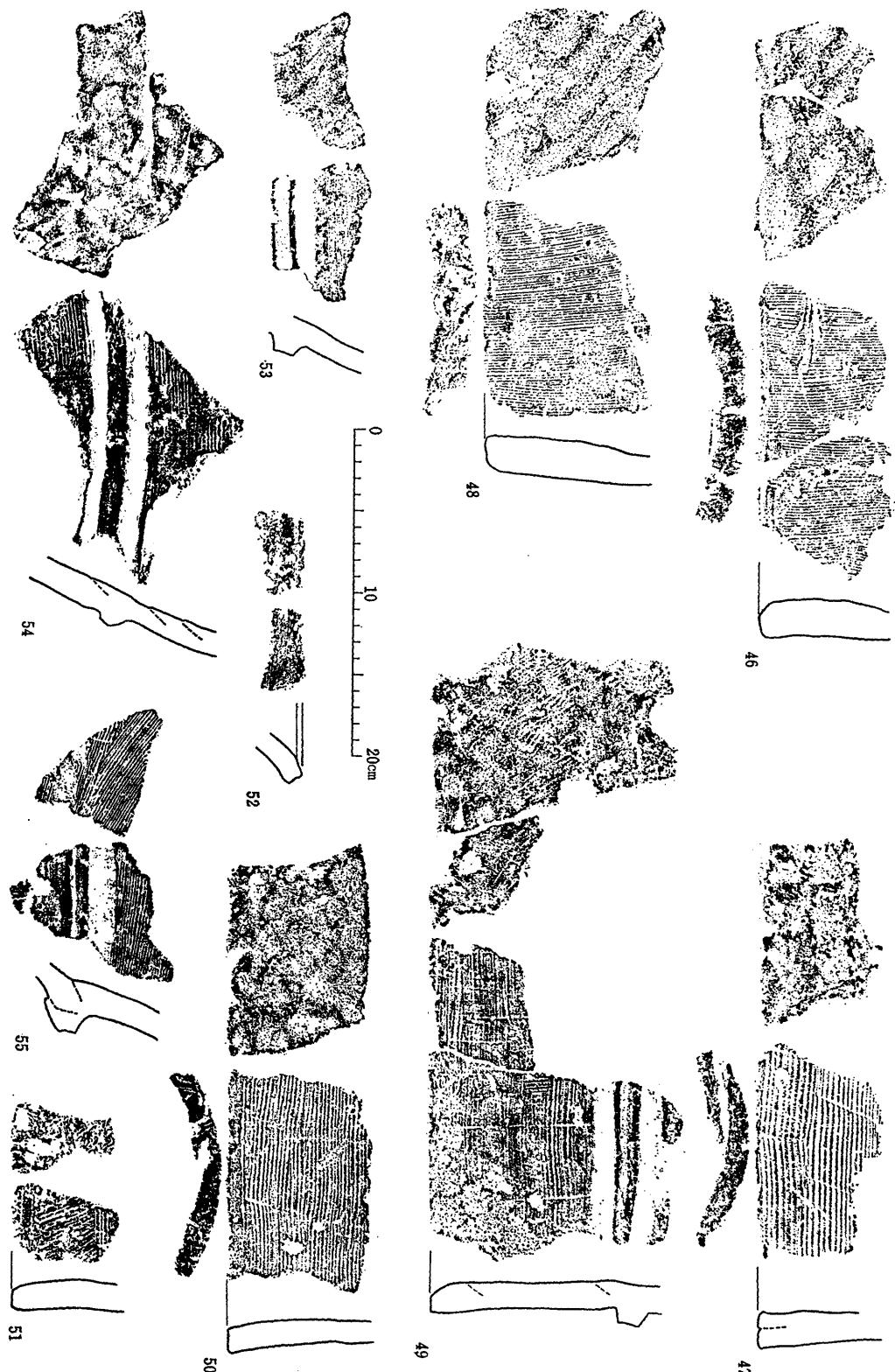
第15図 三崎藍野陵の出土品(6) (1/4)



第16図 三嶋藍野陵の出土品(7) (1/4)



第17図 三島藍野陵の出土品(8) (1/4)



第18図 三島藍野陵の出土品(9) (1/4)

に四本くらいの粗いものから一二本を数える細かいものまで多様であるが、刷毛目の数と形態的・手法的特徴との関連性は認められなかつた。内面は、斜め及び縦の撫でか刷毛目を施こす。内面において横方向の刷毛目を施こす部位は、口縁部周辺にほぼ限られるようである。

突帶は、ほとんどが突出度の高くない台形であるが、一部に断面三角形に近いもの（20・40）もみられる。しかし、20の場合、上方の突帶は低い台形であるから、底部に近い方の突帶の貼り付けに際して、やや手間を省いた結果であろうと思われる。この他、突帶の断面が明瞭なM字形を呈するもの（25・38）もあるが、これは突帶貼り付けに際して、その上下や端面を強く撫でたものである。25と39の外面には、赤色塗彩が認められる。

27は天地不明の小片であるが、同心円状を呈する三本の弧線と図の左下へ斜めに走る直線が描かれており注目される。形象埴輪の一部である可能性も考えられるが、特殊器台の流れをくむ文様であるかもしない。

底部は、外面を縦刷毛のままおわるもの（42・46・48）と二次調整の横刷毛を施こすもの（41・43～45・47・49～51）がある。下端部を横撫でする例も多い（43・46・50）。41は外反する下端部を丁寧な横撫でによって整えたために、外見上は折り返し口縁状を呈する。内面は、44・49が縦刷毛の他は縦あるいは斜めの撫でである。特に端部は、指頭による強い押さえを施こして形を整えている。底部には粘土紐の継ぎ目を明

瞭に残すものが目立つ（47・48）他、紐または植物の茎などの上に置いた痕跡を示すものもある（46・50）。底部の形態は、41のように外反するものもあるが、ほとんどが直立かこれに近い。底径の復元できたものは、44が二七センチ、46が三六センチ、49が三七センチを測る。

以上、本陵出土の埴輪円筒は、各部位においていくつかの異なった形態や手法が認められるものの、全体としてはまとまりのあるものといえよう。すなわち、本陵の埴輪円筒は、概略以下のようによつてまとめることができることである。

口縁部の形態は、直立あるいはやや外反しておわる。これに対しても部の方は、ほとんどが直立ぎみである。突帶は高くない台形状を呈するものが多い。調整については、外面はB種横刷毛のみが認められる。外面は縦、横の撫でや刷毛が用いられるが、特に明瞭な使い分けは認められない。ただし外面の調整のうち、口縁部や底部については、二次調整を略したものも存在する。大きさは、口縁の径が三五～四三センチ、底径が二七～三七センチを示す。突帶と突帶の間隔は、それぞれの中心で一一～一二センチにはば収まる。口縁部と最上段突帶の間隔や底部と最下段突帶の間隔は、前者が一一～一二センチ、後者が一〇～一一センチである。ただし前者の場合、5のように一四センチ以上を測るものもある。底部から口縁部までを接合できた例がないので、突帶の数及び高さは不明である。しかし、突帶の数は少なくとも四本以上、高さも五五センチ以上はあるものと思われる。

朝顔形埴輪（第18図52・55）

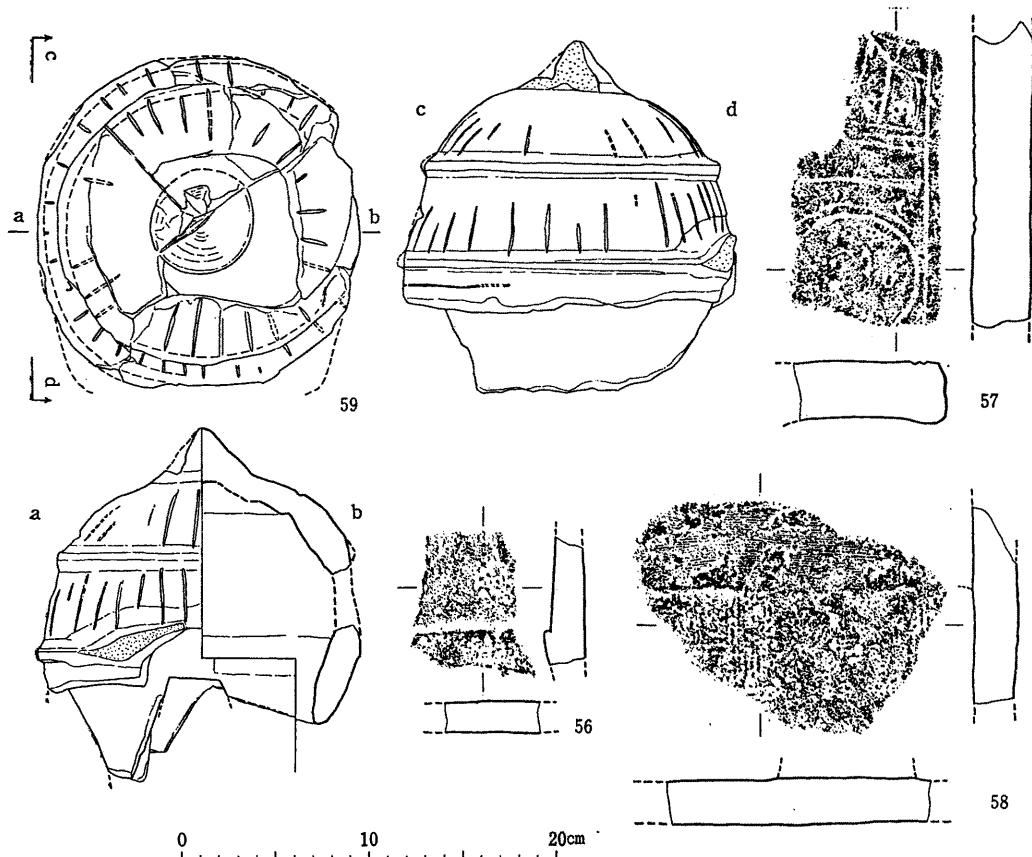
52は口縁部の小片である。整形は、埴輪円筒と同様、内外にわたって横撫でを用いる。53～55は頸部から口縁部に至る部分である。調整は、外面は共に横刷毛であるが、内面は、53が斜め、54が横の撫でを用いる一方、55は横位の刷毛である。以上は、いずれも黄褐色ないし赤褐色を呈する埴質である。なお、54の突帯部の径を復元したところ、径二三センチとなつた。

形象埴輪（第19図56～第22図64・図版七七八）

形象埴輪はほとんどが第15トレンチから出土したもので、その他に第16トレンチ出土のものも若干ある。このように出土位置が扁在することは注目される。なお焼成は、すべて埴質である。

器財埴輪（56・57）

56はすべてが破断面で、本来の形状は不明であるが、片面の一部が直線状に肥厚する。盾の一部であろうか。57は、直線と弧線による刻文が片面に描かれている。図の右側のみが本来の端面である。裏面はわずかに湾曲している。刻線は、幅二ミリ弱、深さ一ミリ程度で鋭さに欠く。現存部のみでは刻線が何を表わしているか不明であるが、具象的なものにはみえない。むしろ直弧文のくずれたものとみる方が相応しいようと思われる。盾や韁などの器財埴



第19図 三嶋藍野陵の出土品(10) (1/4)

輪の一部であろう。

家形埴輪（58） 図の上部に横位の、中央に縦位の剥離痕が認められる。また、他の部分には刻線によって網代組が表現されている。剥離した部分を柱と軒にみたてた場合は、網代を壁に比定することができる。また網代は屋根を表現したものと考えて、剥離した部分には縦横の押縁が表わされていたものとみなすことも可能であろう。

甲冑形埴輪（59～61） 59は眉庇付胄である。眉庇部は接損しているが、腰巻板の広くなっているところが一部残存しており、ここに取り付けられていたのである。ただし眉庇部の接合部は、上述のように大部分が折損しており、その取り付け部の正確な位置は不明である。上方からみると、平面形が一九×一八センチでほぼ正円を描いている。

胴巻板・腰巻板共に明瞭であるが、鉢は省略されている。胴巻板の幅は一・四センチ前後、同じく腰巻板が一・一センチ程度と狭い。胴巻板は断面が三角形に近い突帯で、突端部の幅は〇・七センチ程度である。

腰巻板の方は断面が台形状の突帯で表現されており、突端部の幅は〇・六センチを測る。地板の枚数は、磨耗や欠損のために総数を数えることはできない。試みに後背部の $\frac{1}{4}$ 周で数えたところ、第一段が七枚、第二段が九枚であった。したがって第一段と第二段の刻線は必ずしも対応関係になく、一部では交互になつている部分もみられる。以上から、製作者がよほど杜撰でない限り、これを小札鉢留式と認めてよいであろう。地板第一段の長さは、伏板部の磨耗が激しく正確には測りえない

が、五センチ弱であろう。幅は、胴巻板との接合部で最大のものが一・九センチ、最小は一・二センチ、多くは中間の一・五センチ前後である。第二段は、長さが三・七～四センチあるが、眉庇部では約三センチと短くなっている。幅は、腰巻板との接合部で最大一・九センチ、最小一・一センチの間にあってばらつきが大きい。

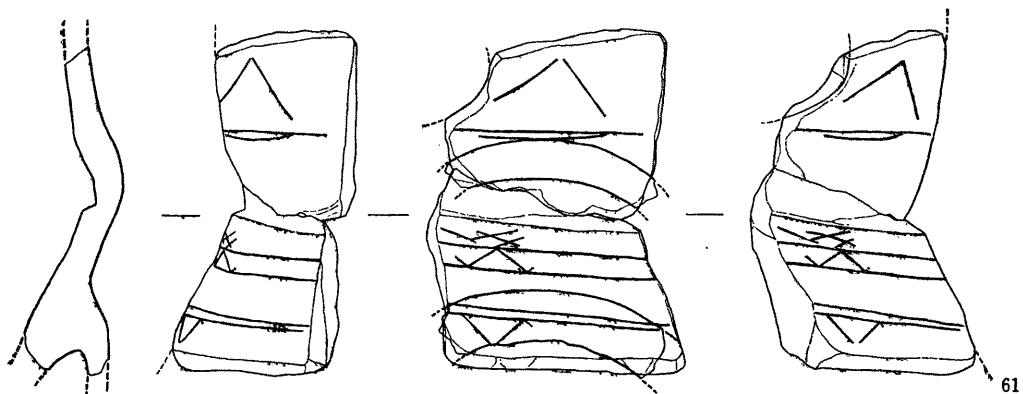
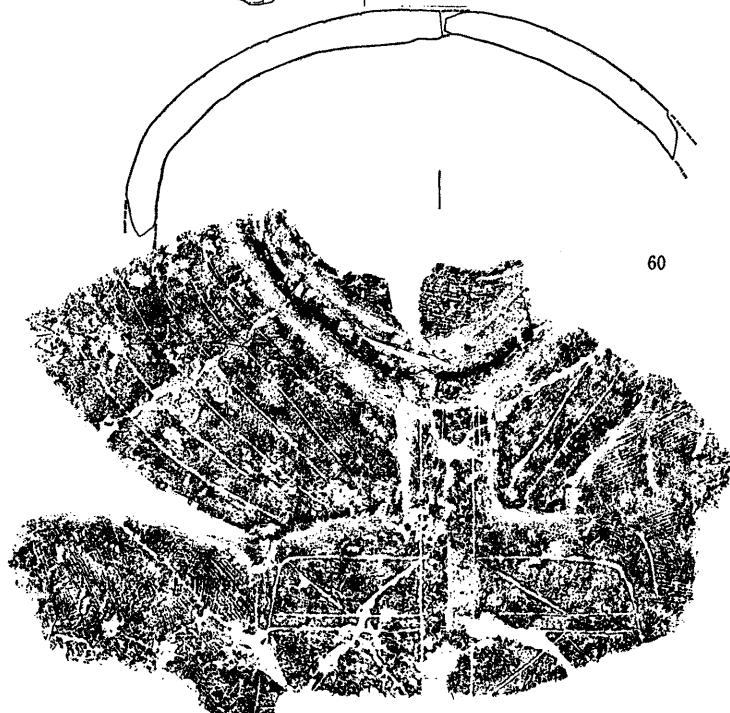
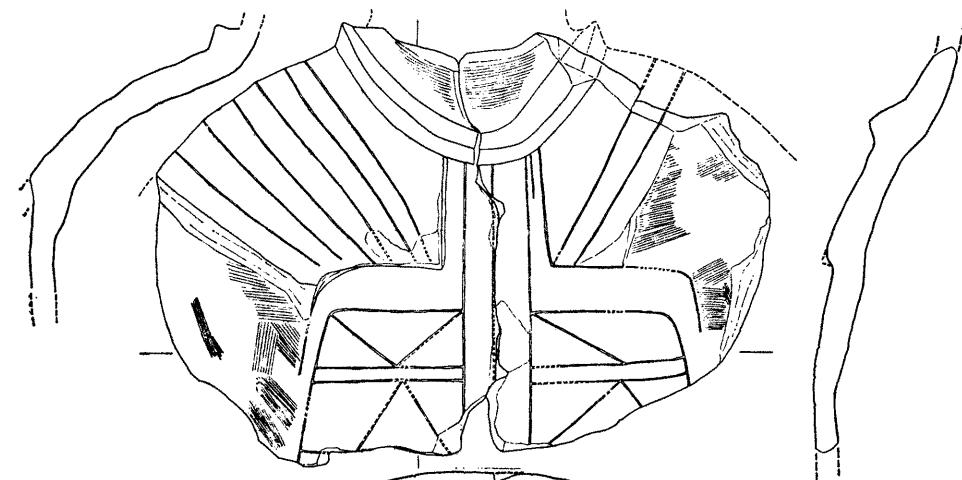
頂飾は、伏鉢のみが認められる。三角錐状を呈す伏鉢の形態からみて、管及び受鉢はもともとなかった可能性が強い。腰巻板から頂部までの高さは一二・五センチを測る。

鍔は、二段のみが現存するが、下半が欠損しており、更に段を重ねていたことは確実である。上段の幅は約一センチ、下段はわずかに次の段との境のみえた部分で一・一センチを測る。頸部はほぼ垂直に下方へ延びるが、眉庇の取り付け部の下には、台形状の切り込みがある。全形は不明であるが、上辺の長さは一・五センチある。頸部には、外面の一部に赤色塗彩が残存している。

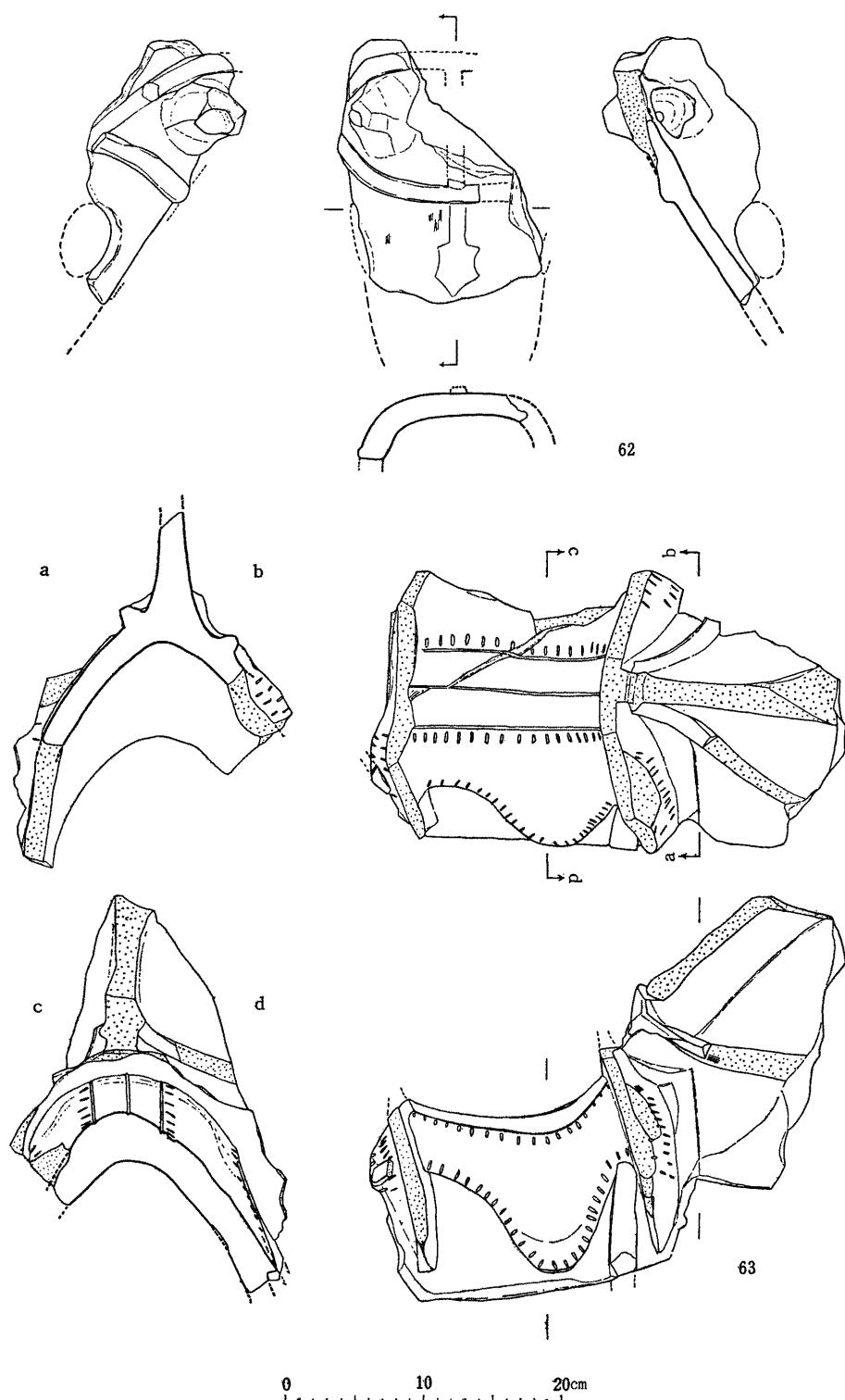
以上のように、本例は小札鉢留式の眉庇付胄をかなり忠実に模倣したものと思われる。

60は頸甲と肩甲を伴なう短甲であるが、前胴部の上半のみが現存している。刷毛目整形を行つた上で、甲部を撫で消して刻線を施す。肩甲はこの作業前に貼り付けており、剥離した部分には刷毛目が残つている。現存部の最大幅は三三センチを測る。

短甲は地板に三角板を用いる形式であるが、本例も綴じ方の表現が略



第20図 三嶋塩野陵の出土品(1) (1/4)



第21図 三嶋藍野陵の出土品(2) (4/5)

されている。地板に対して帶金の幅が極端に狭い。地板の上段は、左右の表現が一致していない。右胸の下端部ではからうじて帶金の上下を表わす刻線がみえるが、やはり幅狭い。引合板は、左右の界線の他に、中央にも縦の線が刻されている。左右の板を重ねて使用するのであるから、これは不合理である。頸甲との境界線がみられないことも不自然であろう。

頸甲の左襟頸の下には、引合板の界線の外側、頸甲との中間にもう一本縦の線が引かれている。しかし、数センチで終わっており、右側には対応する線はみられない。そして、既述のように短甲との境界線もない。これを前胸部の当板の表現とみると不可能であろう。恐らく引合板を表現する際、初めに位置を誤まって付けたものであろう。しかし、左右の肩甲の内側は、当板の形狀が表現されているものと認めてよいようである。したがつてこの頸甲は、中央の当板を欠いた極めて不自然なものとなる。

肩甲は右側六段、左側一段のみを現存するが、更に延びていることは確実である。

以上のように、本例は頸甲と肩甲を伴なった三角板の短甲であるが、各所に不合理な表現が認められる。

61は、短甲の下半部と草摺の側面で、現存部は高さ一八・三センチある。短甲の上段には三角板の表現がみられる。そして最下部の帶金との間に、もう一本弧状の線がその下に刻されている。腰緒を

表現したものであろうか。草摺との境界線はないが、懸緒の布を意識したものとみれば理解できよう。草摺は現存部分で五段を数え、鋸歯状等に革紐で連続した表現がみられる。

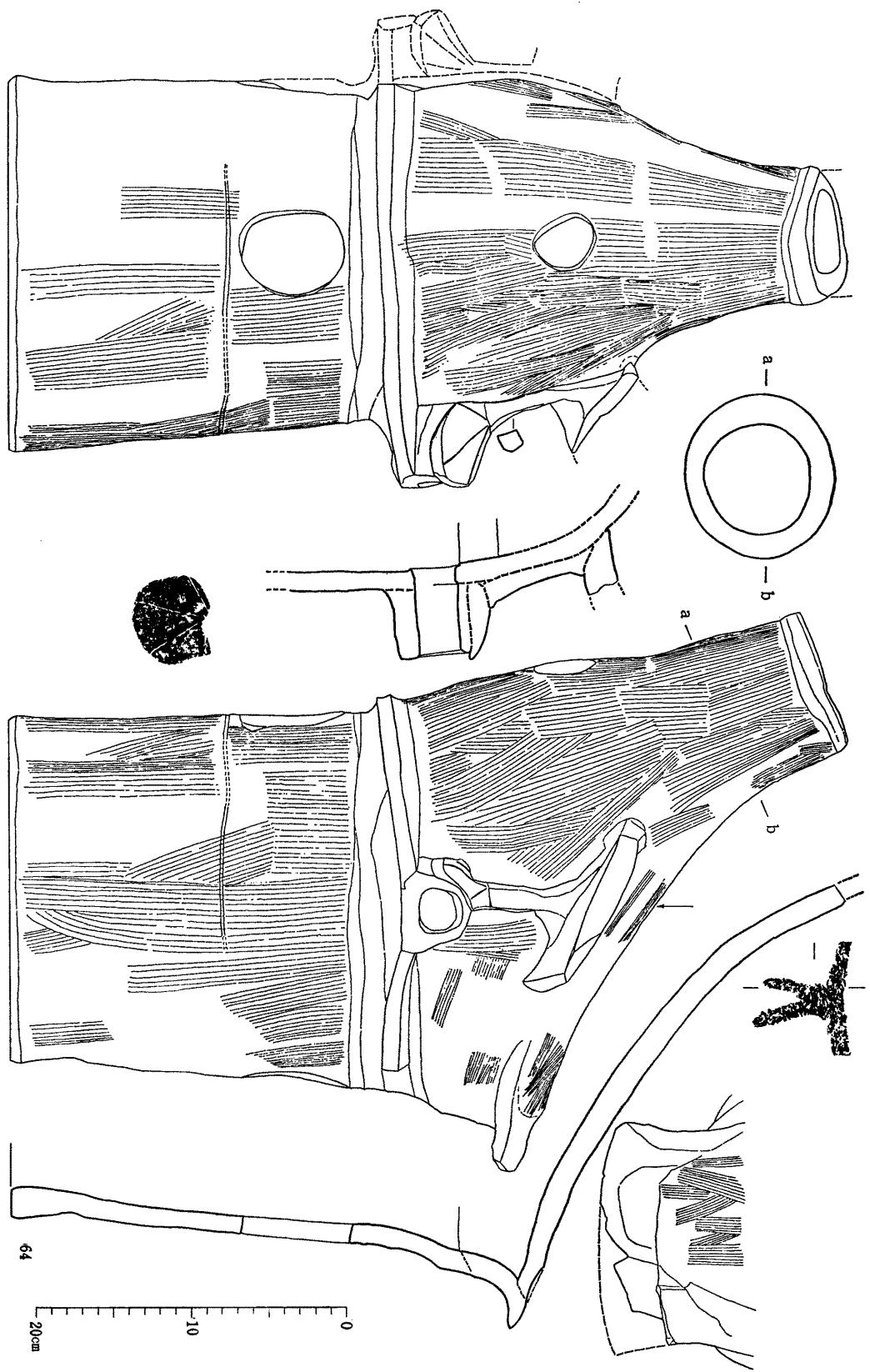
以上の甲冑形埴輪は、出土位置が同一であることや各部分の大きさに釣り合いがとれていること、そして形式的に調和のみられること等から同一の個体であろう。

馬形埴輪(62・63)

62は、顔の額と右耳を中心とする部分である。

耳は折損しているが、外上方に延びていたようである。また、孔は中心まで貫通している。目は右目上半の切り込み部だけが残っているが、平面形は正円に近い。面繋は、耳の背後をまわった帯が、目の後に配置された帯と額の中央で結ばれているが、連結点に辻金具等の表現はない。しかし、ここから鼻先に向けて剣菱形の杏葉を吊り下げていた模様で、明瞭な剥離痕が残っている。現存部の最大長は一九・二センチを測る。63は、鞍の大半と胸から首にかけての上半部である。わずかに手綱の剥離した部分で刷毛目が観察できる。

鞍は、前輪・後輪共その上半が欠損している。磯には前後輪共膝られた状態が示されているが、本体の上を布あるいは革で覆った製品を表現していると考えられる。居木は一木作りではなく、四枚の板を用いたもので、鞍の中央に三本の縦線が刻されている。そのうち中心の一枚の板には何の表現もみえないが、左右の板から下方に向かって鞍轡がかけられている。鞍轡は中央がより下方に突き出た逆山形で、縁には縫い目が



第22図 三島藍野陵の出土品(3) (1/4)

ほぼ等距離に刻線で表わされている。この鞍轡の前輪寄の外縁から鎧が吊り下げられているが、肝心の部分がなく形式は不明である。前輪の前方からは手綱が伸びているが、両者の中間から下方にかけて前輪側がやや高い段状の表現が表わされている。これは障泥を表現したものとみて間違いないであろう。この他、後輪の外方には尻繋の伸びているのが認められる。現存の長さ、最大値三四・五センチを測る。

さて、62と63は同じトレンチから出土しており、同一個体である可能性が強く考えられる。

水鳥形埴輪（64） 首から上と右側面の一部を欠くものの、ほぼ全形を窺いうる。円筒部と鳥の体部からなり、両者の間に一条の突帯が廻る。外面には縦位の刷毛目を密に施こし、内面は縦の撫でが顯著である。

体部の側面には突帯に接してその上方に、断面が半円形を呈する中空の突起が付けられているが、孔は本体をも貫通している。この突起の上には脚が載せられているので、突起はとまり木を表わしたものである。

また、突帯は水面を意味するものとも考えられる。脚の先端の水かきには、放射状に延びた三本の刻線が印されている。脚は短かく、折りまげた状態を示している。羽根は折損しているものの、若干上向きに広げられていたことは確実である。まさに飛び立とうとする状況を表わしたものであらうか。尾羽根は、外方への突出度、左右への広がりの両者共顯著ではない。現存の最上部には、家禽であることを示す首輪が付け

られているが、背面ではリボン状に結ばれている。円筒部のほぼ中央には浅い凹線が廻っているが、土中に埋める位置を示したものであらうか。

透し孔は、突帯の直下に径約六センチの円孔が、正面と背面の一対穿たれている。この他にも透し孔の上方、胸と尻には、径三センチ前後と小さめの孔が穿たれている。なお、内面をみると突帯の上方約四センチの所に明瞭な継ぎ目が残っているが、これは分割成形の継ぎ目と考えられる。羽根と脚はこの接合後に取り付けられたものである。現高五四センチ、円筒部の径は二二・二三センチ前後を測る。なお、本例は、全体的に大阪府堺市ニサンザイ古墳出土の水鳥形埴輪に近い形態であるといえよう。

須恵器（第23図65）

壊身の小片である。たちあがりは内傾度が著しい。受部端の径を復元したところ、一六センチあつた。

土師器（第23図73）

口径七センチ、高さ一・一センチの灯明皿である。回転糸切り離し痕がみえる。内面及び外面の上部には、透明の鉛釉が施こされている。

磁器（第23図66～72）

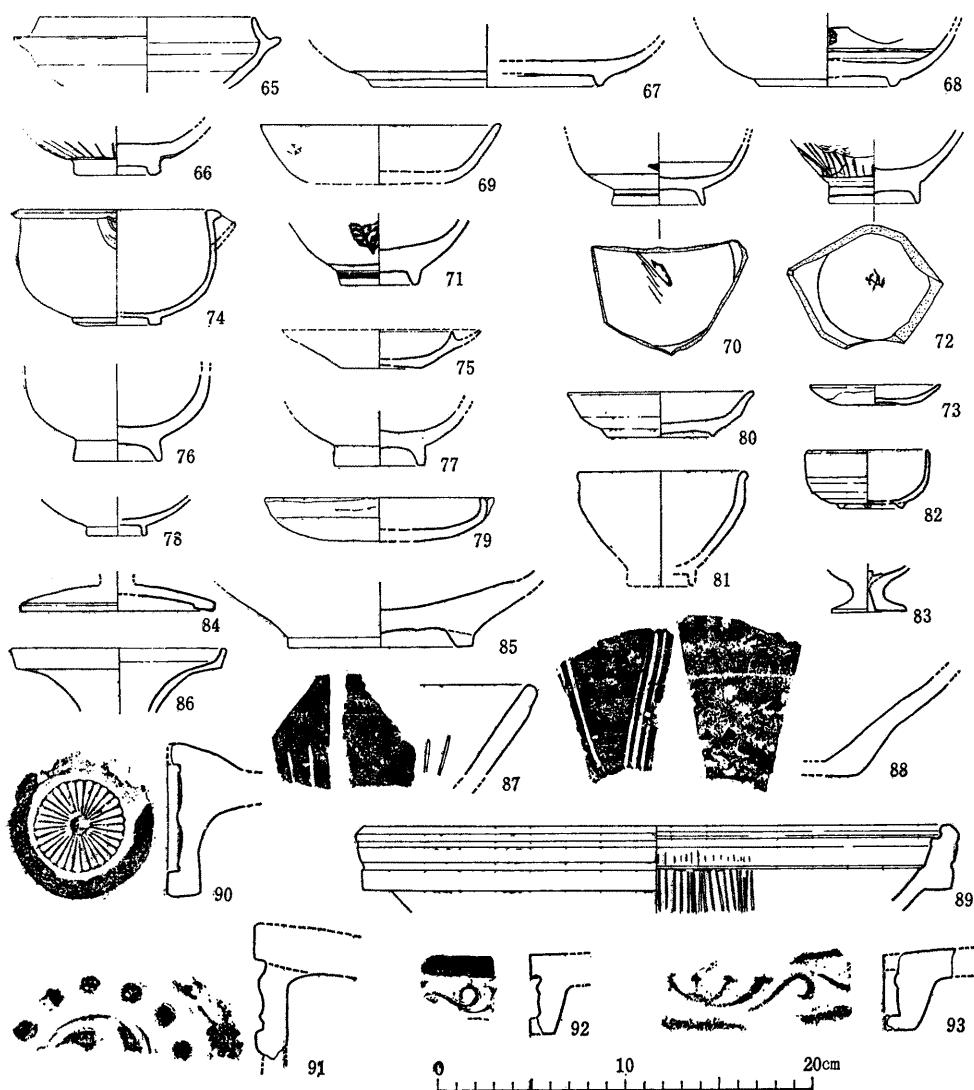
66は明の青磁である。高台の削り出しはかなり難である。内面に印花文らしき文様がかすかにみえるが、詳細は不明。67～71は伊万里焼の碗・皿・鉢である。67は釉が青みがかったおり、70は高台が薄く削られ

て いる。共に初期伊万里焼である。また 68 は元禄期のもの。産地不明の 72 は、内面に比較して外面の釉がやや黄色みをおびて いる。

陶器（第23図 74～89）

74 は、底部外面を除く全面に灰緑色の釉を施こした片口鉢である。あるいは急須であろうか。75 は内面のみに灰色の釉を施こした灯明皿。76・77 は萩焼の椀である。共に外底面を除く全面に施釉しているが、77 は風化が著しい。両者共、江戸中期のものである。

78 は緻密な胎土の京焼の椀である。外底面以外には白緑色ないし淡橙色の釉を施こす。79 は口縁部を輪花状につくる小皿である。内面及び外面の口縁部には灰褐色の釉を施こす。80 は一六世纪後半の美濃焼の丸皿である。内外全面に灰緑色の釉が施こされている。内面には、施釉前に花文が施こされているのがみえるが、明瞭でない。81 は全



第23図 三島塚古跡の出土品(4) (1/4)

面に褐釉を施こした天目茶碗であるが、小片のために口径等は不明である。82は、底面の一部を除いて褐釉を施こしたぐい呑の碗である。口径六・五センチを測る。底部には低い脚を貼り付けるが、何個あるかは不明。83は褐色の釉を施こした燭台である。底面には回転糸切り痕が明瞭に残る。84は口径一〇・四センチを測る蓋。中央に撮みが付いていたことがわかる。やはり褐色の釉を内外に施こしている。85は唐津焼である。大型品で底径一〇センチを測る。内面には灰褐色の釉が施こされている。外面は削り痕が顯著である。86は口径一一・四センチを測る壺。外面と内面の上部に褐色の釉を施こしている。87～89は、すべて内面に卸し目が引かれた擂鉢である。87は一本引きの卸し目が特徴的である。天正以前の丹波焼である。88は卸し目を密に施こさないで、一定の空隙を設ける比較的古相のものである。一五世紀末の備前焼である。これに對して89は、内面に空隙なく卸し目を施こした近世の備前焼である。これらの擂鉢の色調は、いずれも赤褐色であるが、87は他に比較してやや

瓦（第23図90～93）
90は内区に32弁の菊文を施した棟込瓦である。91は内区に巴文、外区に珠文を配した軒丸瓦である。瓦当と筒部の接合部は、鋭角的である。
92と93は共に唐草文の軒平瓦である。瓦当面は両者共上下が四センチと
小さい。

(土生田純之)

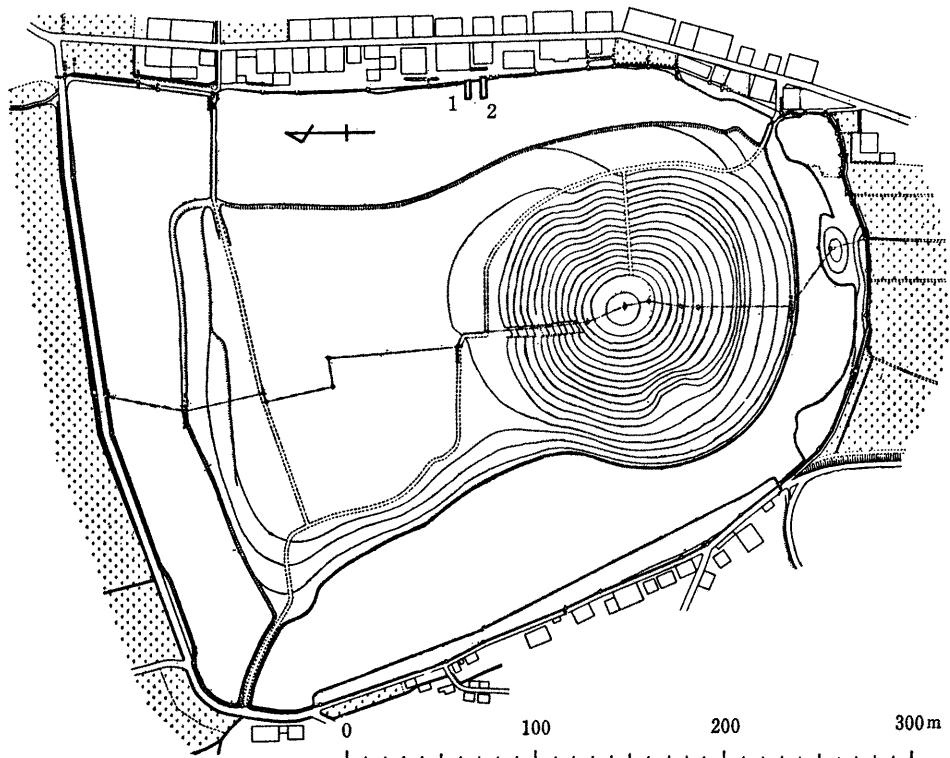
第44地区	第41地区	第40地区	第38地区	第36地区	第33地区	第32地区	第28地区	第27地区	〃	第26トレンチ	第23トレンチ	〃	第19トレンチ	第16トレンチ	〃	第15トレンチ	第10トレンチ	第9トレンチ	第8トレンチ	第7トレンチ	〃	第6トレンチ	〃	第2トレンチ	〃	第1トレンチ	出土箇所	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	I IV層	III a層	II a層	IV 層	V a層	IV 層	V b層	IV 層	V a層	IV 層	出土層位									
42	72	81	83	71	18	8	11	2	67	66	73	14	1	16	4	5	10	6	35	53	37	3	51	76	7	90	遺物実測図番号	
44	79	86	82	28	52	33	68					25	9	57	13	12	40	29	41					65	69	21	30	
46	89	84	34	43	45	47	50		70	80	85	87		15	58	19	22	54	49					69	74	32	36	
48														17		27	62							75	77	32	36	
														20		38								78	91	21	30	
														23		56								77	93	32	36	
														24		59								78	91	21	30	
														26		61								77	93	32	36	
														31		63								78	91	21	30	
														55		64								77	93	32	36	

三嶋藍野陵出土品実測図一覧

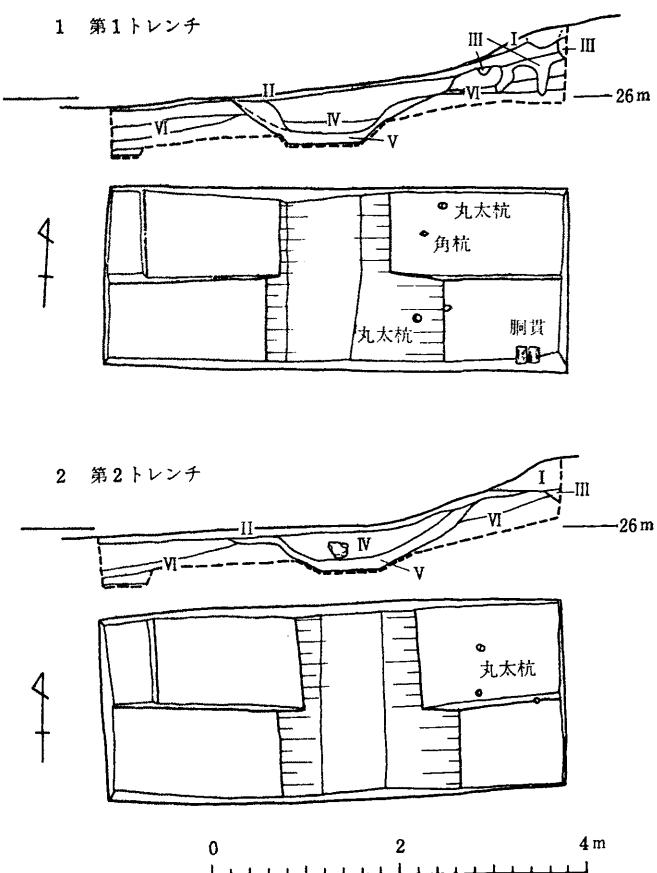
河内大塚陵墓参考地外堤護岸工事区域の調査

大塚陵墓参考地は、東除川の西方、羽曳野市と松原市の境界沿にほぼ主軸をすえる前方後円墳である。古市古墳群の中心からやや西に偏した位置にある。墳丘の長さは三〇〇メートルを越え、全国でも有数の規模を誇る。前方部は、昭和初期まで民家が立地していた関係もあって、かなり削平されているが、一部には家の周囲の小土堤や垣根、さらには畠地の痕跡をとどめているところもある。後円部は比較的均整な形状を残している。そのほぼ南面にあたる部分の中腹には、「いば石」・「牛石」と称する巨石が露出している。本墳においては、墳丘内の巡回路で時折、赤褐色の小さな土塊を採集することができる。全体に脆弱で詳細は判然としないが、浜田耕作氏の「埴輪の破片各部に散乱す」という報告文と合わせ、注目される。今回の調査においては、東側くびれ部の墳裾付近で突堤のある埴輪片（第26図1）を採集している。

調査は外堤護岸工事に先立つて、昭和六十一年十月十九日～二十二日に行つた。また、同年十一月一～十二日～翌年一月十九日までの工期中、掘削時には立会調査を実施した。調査箇所は、東側外堤内の法のほぼ中央、界13号と14号の間にあたる（第24図）。この付近の外堤内法は、すでに昭和四十一年度に護岸工事がなされていたが、



第24図 大塚陵墓参考地調査箇所の位置 ($1/4000$)



第25図 大塚陵墓参考地トレンチ平面および断面 ($1/80$)

部分は攢乱をこうむつていた(III層)ものの、周濠の堆積土(II層)の下位に地山(VI層)が認められた。II層は黄褐色の粗砂層で、瓦礫や陶磁器の破片が含まれていた。VI層は黄灰色粘質土が主体を占め、外堤から濠側にかけて緩傾斜を示していた。外堤の肩は、さらに東側へと続くようである。

該所(延長一五メートル)は未施工のまま、現在に至つたものである。現地は、東から西へ緩やかな傾斜を呈しており、瓦礫が散乱していた。事前調査は施工区域の両端に、長さ五メートル、幅二メートルのトレンチを2本(北側を第1、南側を第2トレンチとした)設けて、実施した。

両トレンチとも層序は酷似していた(第25図)。つまり、外堤寄りの

う。本墳の濠は渡り土堤によって、北池(前方部側)、西池(松原市側)、東池(羽曳野市側)に分けられている。このうち、北池の水位が低いため、北東部の水田に水を供するにあたって、西池・東池の水が利用されたものである。つまり、灌漑用の水路として近年まで機能していたものと言われている。

工事は、既設の石積間を接続するかたちで行われた。その間、立会調

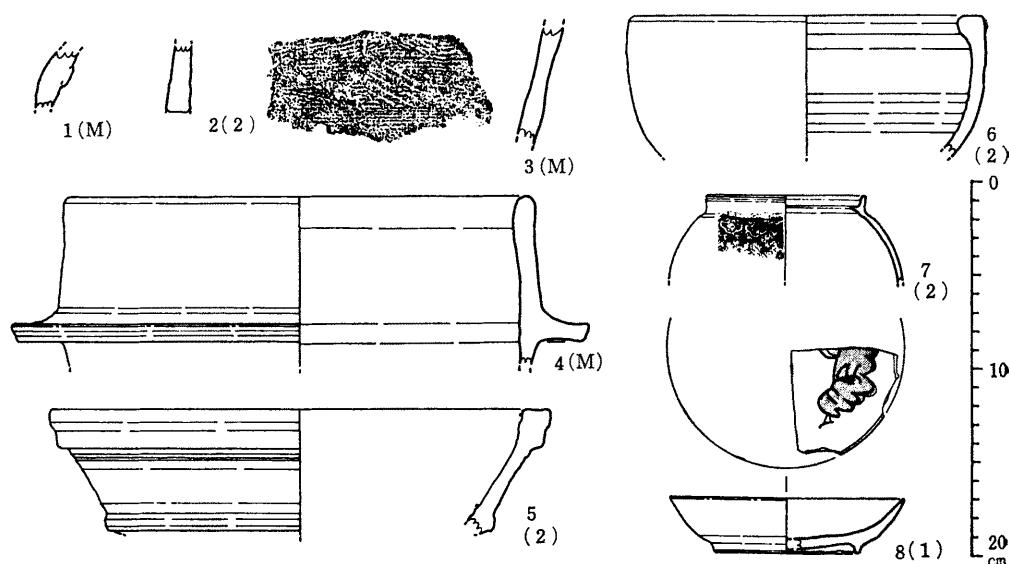
査を実施したが、事前調査時と同じく、後世の堆積層と地山を認めた。それ以外に、第2トレンチのすぐ北方で、外堤に沿った掘削壁面に上端の幅三・六メートル、深さ一・七メートルの落ち込みが検出された。出土品がないこともあり、その性格は不明である。

工事は予定通り施工した。

遺物は、事前調査時のトレンチからの出土品一〇点、外堤内法や墳丘裾からの採集品一四点、併せて二四点である。そのほとんどは炻器や陶器であり、一部に土師質土器、瓦、埴輪を含んでいる。なお、出土品の一部に関して檜崎彰一、白石太一郎、川西宏幸各氏に教示を賜ったところがある。

埴輪（第26図1） 乳褐色を呈する土師質の製品である。大きく外反することから、朝顔形の頸部にあたると思われる。突帯は、現状では低平な断面を呈しているが、全体に磨耗が著しいことから、本来の形状は不明である。

土師質土器（2～4） 2は淡い灰褐色の堅緻な焼成を示し、炻器様にも見える。下端は凹凸があるが、底面の可能性が高い。磨耗が著しいが、内面の上方には横撫でが認められる。3も2と同様な焼成を示す。外側は凹凸が激しく、その境も比較的明らかであることから、叩きかとも思われる。仕上げは撫である。内面には横方向を中心とした刷毛目が認められる。4の羽釜は口径四九センチに復元できる。口縁端部は丸く仕上げている。これも磨耗度が強い。



第26図 大塚陵墓参考地の出土品 (1/4)

() 内は出土地点を示す、M：墳丘裾

炻器（5～7） 5は暗灰褐色を呈する硬質の製品である。内面は一枚剥離したような状態となつてゐる。下端部に割り込みと思われる部分があることから、火鉢であろうか。6は口縁部を内側に丸く肥厚させた製品で、体部は丸味を有している。盤、もしくは鉢であろう。横撫でを中心にはじめ、土瓶である。肩の部分に押印が認められるが、その一部は撫で消されており、把手の接続部分にあたるのである。

磁器（8） 伊万里系の皿である。内面は平滑に仕上げられているが、外面の体部には凹凸があり、釉の厚さが一定しない。内面見込み部分にダークブルーの植物文様が認められる。

（註） 浜田耕作「南河内地方に於ける石器時代遺跡と古墳」『東京人類学会雑誌』一七四、一九〇〇年

（福尾正彦）